



長野県報

3月21日(木)
令和6年
(2024年)
第493号

目次

条例

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例（消防課、市町村課、産業技術課、園芸畜産課家畜防疫対策室、森林づくり推進課、建築住宅課）…………… 8

消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例の一部を改正する条例（消防課）…………… 11

個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例（DX推進課）…………… 11

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（人事課）…………… 13

長野県文化会館条例の一部を改正する条例（文化政策課）…………… 14

女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（こども・家庭課児童相談・養育支援室）…………… 18

長野県女性相談支援センター条例（こども・家庭課児童相談・養育支援室）…………… 21

県立ときわぎ寮条例（こども・家庭課児童相談・養育支援室）…………… 22

児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（こども・家庭課児童相談・養育支援室）…………… 22

医療法施行条例の一部を改正する条例（医療政策課）…………… 24

貸付金免除条例の一部を改正する条例（医師・看護人材確保対策課）…………… 24

長野県福祉大学校条例の一部を改正する条例（地域福祉課）…………… 24

長野県精神保健福祉センター条例及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例（保健・疾病対策課）…………… 25

介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例（介護支援課）…………… 25

旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例を廃止する条例（介護支援課）…………… 37

長野県立総合リハビリテーションセンター条例等の一部を改正する条例（障がい者支援課、コンプライアンス・行政経営課、生活排水課、経営推進課）…………… 37

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者、設備及び運営の基準に関する条例及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（障がい者支援課）…………… 37

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（障がい者支援課）…………… 43

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例（障がい者支援課）…………… 45

公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準に関する条例の一部を改正する条例（食品・生活衛生課）…………… 49

長野県環境保全研究所試験検査手数料条例の一部を改正する条例（環境政策課）…………… 49

長野県自然公園施設条例の一部を改正する条例（自然保護課）…………… 51

長野県産業投資応援条例の一部を改正する条例（産業立地・IT振興課）…………… 51

資金積立基金条例の一部を改正する条例（労働雇用課、学びの改革支援課）…………… 51

信州登山案内人条例の一部を改正する条例（山岳高原観光課）…………… 52

長野県家畜保健衛生所手数料徴収条例の一部を改正する条例（園芸畜産課家畜防疫対策室）…………… 52

長野県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（道路管理課）…………… 53

長野県建築基準条例及び長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例（建築住宅課）…………… 53

長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例（経営推進課）…………… 54

長野県議会委員会条例の一部を改正する条例（議事課）…………… 54

長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（教育政策課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課）…………… 55

長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（警務課）…………… 55

長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例（生活安全企画課、交通企画課）	55
--	----

規則

長野県文化会館管理規則の一部を改正する規則（文化政策課）	57
長野県議会会議規則の一部を改正する規則（議事課）	59
長野県立高等学校管理規則の一部を改正する規則（高校教育課）	60
長野県警察関係許可等手数料の不徴収等に関する規則の一部を改正する規則（生活安全企画課、交通企画課）	61

告示

令和6年3月12日成立した令和5年度補正予算の要領（財政課）	62
令和6年3月12日成立した令和6年度予算の要領（財政課）	65
指定管理者の指定（2件）（文化政策課）	69
長野県看護職員修学資金貸与規程の一部改正（医師・看護人材確保対策課）	69
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（保健・疾病対策課）	70
家畜伝染病予防法に基づく検査の実施（園芸畜産課家畜防疫対策室）	70
家畜伝染病予防法に基づく注射の実施（園芸畜産課家畜防疫対策室）	74
保安林予定森林にする旨の通知（森林づくり推進課）	74
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（3件）（森林づくり推進課）	75
保安林の指定施業要件の変更（森林づくり推進課）	76
道路の占用を制限する区域の指定（道路管理課）	76
政務活動費の交付に関する条例施行規程の一部改正（総務課）	77
政治倫理の確立のための長野県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部改正（総務課）	77
長野県議会会議規則に係る情報通信技術の活用に関する規程（議事課）	77
長野県議会委員会条例に係る情報通信技術の活用に関する規程（議事課）	79
議会関係長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程に基づく手続（総務課）	80
長野県高等学校等奨学金及び遠距離通学費貸与規程の一部改正（高校教育課）	80

公告

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧（3件）（産業立地・IT振興課）	84
事務所の所在地を確知できない宅地建物取引業者（建築住宅課）	89
建築基準法に基づく道路の位置の指定（5件）（建築住宅課）	89
特定調達契約に係る一般競争入札（2件）（会計課）	91

訓令

学校医、学校歯科医、学校薬剤師及び産業医の嘱託等に関する規程の一部改正（保健厚生課）	95
--	----

本号で公布された条例のあらまし

◇ 長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第1号）

- 1 フレキシブルディスクカートリッジへの複写による収支報告閲覧対象文書の写しの交付の事務等の今後の実施が想定されなくなったことから、当該事務等に係る手数料の額の規定を削除しました。
- 2 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、危険物取扱者試験の事務等に係る手数料の額を改定しました。
- 3 諸経費の増減に伴い、林業種苗の生産事業者の登録の事務等に係る手数料の額を改定しました。
- 4 免疫血清注射の事務の今後の実施が想定されなくなったことから、当該事務に係る手数料の額の規定を削除しました。
- 5 マンションの管理の適正化の推進に関する法律の一部改正により、マンションの管理に関する計画の認定制度が創設されたことに伴い、当該認定の審査手数料の額を定めました。
- 6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の名称の改正に伴い、同法を引用している規定の改正を行いました。
- 7 この条例は、令和6年4月1日（一部の規定は、同年5月1日）から施行します。

◇ 消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第2号）

- 1 消防団が活動しやすい環境を整え、消防団員の確保を図るため、消防団の活動に協力する事業所等を有する法人等に係る事業税の軽減措置の適用期限を令和8年度（改正前：令和5年度）まで延長するとともに、当該事業所等における消防団員の人数に応じて減税限度額を引き上げました。
- 2 この条例は、令和6年4月1日から施行します。

◇ 個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例（条例第3号）

- 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、同法を引用している規定について所要の改正を行いました。
- 2 個人番号を利用する県の独自事務に、生活に困窮する外国人に対する被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務を追加しました。
- 3 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（2は、令和6年4月1日）から施行します。

◇ 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第4号）

- 1 公共交通機関の利用促進のため、通勤において、自家用車から公共交通機関への乗り継ぎ等のために駐車場を利用している職員に対し、当該駐車場の駐車料金に係る通勤手当を支給することとしたほか、所要の改正を行いました。
- 2 県の支出に係る口座振込手数料の有料化に伴い、職員の給与の支給に際し、当該給与から控除することができる項目について整理したほか、所要の改正を行いました。
- 3 この条例は、令和6年4月1日（2は、同年10月1日）から施行します。

◇ 長野県文化会館条例の一部を改正する条例（条例第5号）

- 1 受益者負担の適正化を図るため、ホール等の利用料金の額を改定したほか、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、令和6年4月1日から施行します。

◇ 女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（条例第6号）

- 1 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴い、女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定めました。
- 2 この条例は、令和6年4月1日から施行します。

◇ 長野県女性相談支援センター条例（条例第7号）

- 1 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴い、長野県女性相談支援センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めました。
 - 2 この条例は、令和6年4月1日から施行します。
-

◇ 県立ときわぎ寮条例（条例第8号）

- 1 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に伴い、県立ときわぎ寮の設置及び管理に関し必要な事項を定めました。
 - 2 この条例は、令和6年4月1日から施行します。
-

◇ 児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第9号）

- 1 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、新たに里親支援センターに関する基準を定めたほか、所要の改正を行いました。
 - 2 この条例は、令和6年4月1日から施行します。
-

◇ 医療法施行条例の一部を改正する条例（条例第10号）

- 1 医療法施行規則の一部改正に伴い、病院の従業者の基準を改めました。
 - 2 この条例は、令和6年4月1日から施行します。
-

◇ 貸付金免除条例の一部を改正する条例（条例第11号）

- 1 児童福祉法等の一部改正に伴い、同法等を引用している規定について所要の改正を行いました。
 - 2 この条例は、令和6年4月1日から施行します。
-

◇ 長野県福祉大学校条例の一部を改正する条例（条例第12号）

- 1 多様化する保育に対する需要に対応できる保育士の養成に資するため、長野県福祉大学校内で民間保育事業者が認可保育所を設置することに伴い、保育実習室を廃止することとしました。
 - 2 この条例は、令和6年4月1日から施行します。
-

◇ 長野県精神保健福祉センター条例及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例（条例第13号）

- 1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正に伴い、用語の整理を行ったほか、所要の改正を行いました。
 - 2 この条例は、令和6年4月1日から施行します。
-

◇ 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例（条例第14号）

- 1 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、利用者の人権の擁護を推進するため、身体拘束等の禁止等の規定を全ての事業に適用することとしたほか、所要の改正を行いました。
 - 2 この条例は、令和6年4月1日（一部の規定は、同年6月1日）から施行します。
-

◇ 旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例を廃止する条例（条例第15号）

- 1 健康保険法等の一部を改正する法律の規定により令和6年3月31日までなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設に係る基準がその効力を失うことに伴い、旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例を廃止することとしました。
- 2 この条例は、令和6年4月1日から施行します。

◇ 長野県立総合リハビリテーションセンター条例等の一部を改正する条例（条例第16号）

- 1 地方自治法等の一部改正に伴い、同法等の規定を引用している次に掲げる条例について所要の改正を行いました。
 - (1) 長野県立総合リハビリテーションセンター条例
 - (2) 長野県流域下水道条例
 - (3) 長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例
 - (4) 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例
 - (5) 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例
 - 2 この条例は、令和6年4月1日から施行します。
-

◇ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者、設備及び運営の基準に関する条例及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第17号）

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、新たに就労選択支援に関する基準を定めたほか、所要の改正を行いました。
 - 2 この条例は、令和6年4月1日（一部の規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日）から施行します。
-

◇ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の事業者、設備及び運営の基準に関する条例及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第18号）

- 1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、地域連絡推進会議の設置を義務付けることとしたほか、所要の改正を行いました。
 - 2 この条例は、令和6年4月1日から施行します。
-

◇ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例案（条例第19号）

- 1 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業者の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、医療型児童発達支援に係る基準を児童発達支援に係る基準に一元化したほか、所要の改正を行いました。
 - 2 この条例は、令和6年4月1日（一部の規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日）から施行します。
-

◇ 公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第20号）

- 1 近年の子どもの心身の成長を考慮し、混浴に関するトラブルを防止するため、公衆浴場において混浴を制限する年齢を7歳に引き下げました。
 - 2 この条例は、令和6年10月1日から施行します。
-

◇ 長野県環境保全研究所試験検査手数料条例の一部を改正する条例（条例第21号）

- 1 諸経費の増減に伴い、試験検査手数料の額を改定しました。
 - 2 諏訪湖環境研究センターの設置に伴い、条例の名称を「長野県環境及び保健衛生関係試験研究機関試験検査手数料徴収条例」に改めたほか、所要の改正を行いました。
 - 3 この条例は、令和6年4月1日から施行します。
-

◇ 長野県自然公園施設条例の一部を改正する条例（条例第22号）

- 1 志賀高原自然保護センターを山ノ内町へ移管することに伴い、所要の改正を行いました。

2 この条例は、令和6年4月1日から施行します。

◇ 長野県産業投資応援条例の一部を改正する条例（条例第23号）

- 1 製造業、情報サービス業等を営む法人等が行う投資を促進し、雇用の確保及び地域経済の発展を図るため、産業投資応援地域において当該法人等が家屋等を取得した場合における不動産取得税の課税免除及び補助の対象期間を、令和8年度（改正前：令和5年度）まで延長しました。
 - 2 この条例は、公布の日から施行します。
-

◇ 資金積立基金条例の一部を改正する条例（条例第24号）

- 1 法人等が行う奨学金返還支援に対し助成することにより、若手人材の確保及び定着の推進を図るため、長野県奨学金返還支援実施法人等助成基金を新設しました。
 - 2 公立学校における情報通信機器の整備を図るため、長野県GIGAスクール構想加速化基金を新設しました。
 - 3 この条例は、公布の日（1は、令和6年4月1日）から施行します。
-

◇ 信州登山案内人条例の一部を改正する条例（条例第25号）

- 1 諸経費の増減に伴い、信州登山案内人の試験の手数料の額を改定するとともに、受益者負担の適正化を図るため、更新の登録の事務に係る手数料の額を改定しました。
 - 2 優秀な登山ガイドの流出を防止し、安全な登山の一層の推進を図るため、更新の機を逸した者の登録について、失効から1年以内に限り試験を免除することとしたほか、所要の改正を行いました。
 - 3 この条例は、令和6年4月1日から施行します。
-

◇ 長野県家畜保健衛生所手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第26号）

- 1 諸経費の増大に伴い薬剤感受性検査の事務に係る手数料の額を改定するとともに、受精卵移植の事務の今後の実施が想定されなくなったことから、当該事務に係る手数料の額の規定を削除しました。
 - 2 この条例は、令和6年4月1日から施行します。
-

◇ 長野県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（条例第27号）

- 1 道路法施行令の一部改正により、道路の占用の許可対象に自動車専用道路に設ける自動車に燃料又は動力源としての電気を供給するための施設が加えられたことに伴い、県が管理する自動車専用道路において道路占用料を徴収する対象として同施設を加えました。
 - 2 この条例は、令和6年4月1日から施行します。
-

◇ 長野県建築基準条例及び長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第28号）

- 1 建築基準法等の一部改正に伴い、次のとおり改正しました。
 - (1) 長野県建築基準条例
建築物の主要構造部に関する耐火性の規制が緩和されたことを踏まえ、興行場等の出入口に関する配置基準及び百貨店又は物品販売業を営む店舗の敷地内の避難上有効な空地の基準を見直したほか、所要の改正を行いました。
 - (2) 長野県手数料徴収条例
既存不適格建築物に関する制限の適用除外に係る認定の対象が追加されたことに伴い、当該認定の審査手数料の額を定めました。
 - 2 この条例は、令和6年4月1日から施行します。
-

◇ 長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第29号）

- 1 森泉湯川発電所及び金峰山川発電所の新設に伴い、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、令和6年4月1日から施行します。

◇ 長野県議会委員会条例の一部を改正する条例（条例第30号）

- 1 委員会条例に規定する手続について電子情報処理組織を使用する方法等により行うことが可能となるよう、必要な事項を定めたほか、所要の改正を行いました。
 - 2 知事の事務部局の組織に関する条例の一部改正に伴い、常任委員会の所管事項の改正を行いました。
 - 3 この条例は、令和6年4月1日から施行します。
-

◇ 長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第31号）

- 1 県の支出に係る口座振込手数料の有料化に伴い、学校職員の給与の支給に際し、当該給与から控除することができる項目について整理したほか、所要の改正を行いました。
 - 2 この条例は、令和6年10月1日から施行します。
-

◇ 長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第32号）

- 1 県の支出に係る口座振込手数料の有料化に伴い、警察職員の給与の支給に際し、当該給与から控除することができる項目について整理したほか、所要の改正を行いました。
 - 2 この条例は、令和6年10月1日から施行します。
-

◇ 長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第33号）

- 1 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、手数料の額を改定するとともに、一部の手数を廃止したほか、所要の改正を行いました。
 - 2 この条例は、令和6年4月1日から施行します。
-

条例

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和6年3月21日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第1号

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例

長野県手数料徴収条例(平成12年長野県条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1の2の2の項中

ア 複写機により用紙に複写したもの	1 枚	10円	を
イ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ(日本産業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。(2)のイにおいて同じ。)に複写したもの	〃	70円に少額領収書等の写しの用紙1枚ごとに10円を加えた額	

ア 複写機により用紙に複写したもの	1 枚	10円	に、「ウ スキャナ」を「イ スキャナ」に、「(2)
-------------------	-----	-----	---------------------------

のウ」を「(2)のイ」に、

ア 複写機により用紙に複写したもの	〃	10円	を
イ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジに複写したもの	〃	70円に収支報告閲覧対象文書の用紙1枚ごとに10円を加えた額	

ア 複写機により用紙に複写したもの	〃	10円	に改め、同表の36の項中
-------------------	---	-----	--------------

6,600円	を	7,200円	に改め、同表の39の項中
4,600円		5,300円	
3,700円		4,200円	
4,700円		5,300円	
2,900円		2,900円	
5,700円		6,600円	
3,800円		4,400円	

イ 法第5条第1項第1号に該当する者であって移動式製造設備(高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計されたものをいう。以下この項において同じ。)のみを使用して高圧ガスの製造をするものである場合	処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備	〃	7,400円	を
	処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備	〃	11,000円	
	処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備	〃	13,000円	
	処理容積が5,000立方メートル以上2万5,000立方メートル未満の設備	〃	16,000円	
	処理容積が2万5,000立方メートル以上10万立方メートル未満の設備	〃	21,000円	
	処理容積が10万立方メートル以上50万立方メートル未満の設備	〃	27,000円	

	処理容積が50万立方メートル以上100万立方メートル未満の設備	〃	44,000円
	処理容積が100万立方メートル以上500万立方メートル未満の設備	〃	60,000円
	処理容積が500万立方メートル以上1,000万立方メートル未満の設備	〃	75,000円
	処理容積が1,000万立方メートル以上の設備	〃	91,000円

イ 法第5条第1項第1号に該当する者であって移動式製造設備(高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計されたものをいう。以下この項において同じ。)のみを使用して高圧ガスの製造をするものである場合	(ア) 当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第37条の4第1項の許可を受けた者である場合	〃	6,000円	
	(イ) (ア)以外の者である場合	処理容積が100立方メートル以上200立方メートル未満の設備	〃	7,400円
		処理容積が200立方メートル以上1,000立方メートル未満の設備	〃	11,000円
		処理容積が1,000立方メートル以上5,000立方メートル未満の設備	〃	13,000円
		処理容積が5,000立方メートル以上2万5,000立方メートル未満の設備	〃	16,000円
		処理容積が2万5,000立方メートル以上10万立方メートル未満の設備	〃	21,000円
		処理容積が10万立方メートル以上50万立方メートル未満の設備	〃	27,000円
		処理容積が50万立方メートル以上100万立方メートル未満の設備	〃	44,000円
		処理容積が100万立方メートル以上500万立方メートル未満の設備	〃	60,000円
		処理容積が500万立方メートル以上1,000万立方メートル未満の設備	〃	75,000円
		処理容積が1,000万立方メートル以上の設備	〃	91,000円

に改め、「(昭

和42年法律第149号)」を削り、同表の56の項中

免疫血清注射	炭疽血清注射	〃	1,100円
	豚丹毒血清注射	〃	1,100円
薬浴	大家畜薬浴	〃	1,100円

を

薬浴	大家畜薬浴	〃	1,100円
----	-------	---	--------

に改め、同表の

61の項中 「6,500円」 を 「6,300円」 に、 「3,600円」 を 「3,500円」 に、「6,100円」

を「6,000円」に、「3,900円」を「3,800円」に改め、同表の68の項中 「100,000円」 を 「110,000円」 に、

「140,000円」「190,000円」「340,000円」 を 「150,000円」「200,000円」「360,000円」 に、 「210,000円」「250,000円」「340,000円」「640,000円」 を 「230,000円」「270,000円」「360,000円」「680,000円」 に改め、同表の74の6の

項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同項を同表の74の7の項とし、同表の74の5の項を同表の74の6の項とし、同表の74の4の項を同表の74の5の項とし、同表の74の3の項を同表の74の4の項とし、同表の74の2の項を同表の74の3の項とし、同表の74の項の次に次のように加える。

74の2 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下この項において「法」という。）に関する事務

区分	単位	金額	
(1) 法第5条の3第1項の規定による管理計画の認定の申請に対する審査	ア 法第91条第1項に規定するセンターにより作成された法第5条の4各号に掲げる基準に適合していることを証する書類（以下この項において「適合証」という。）が提出された場合	マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号）第1条の2第1項第2号に規定する長期修繕計画（以下この項において「長期修繕計画」という。）の数が1である場合	1 件 4,000円
		長期修繕計画の数が2以上である場合	〃 4,000円に1を超える長期修繕計画の数に1,000円を乗じて得た額を加えた額
	イ ア以外の場合	長期修繕計画の数が1である場合	〃 26,000円
		長期修繕計画の数が2以上である場合	〃 2万6,000円に1を超える長期修繕計画の数に1万5,000円を乗じて得た額を加えた額
(2) 法第5条の6第1項の規定による管理計画の認定の更新の申請に対する審査	ア 適合証が提出された場合	長期修繕計画の数が1である場合	〃 4,000円
		長期修繕計画の数が2以上である場合	〃 4,000円に1を超える長期修繕計画の数に1,000円を乗じて得た額を加えた額
	イ ア以外の場合	長期修繕計画の数が1である場合	〃 26,000円
		長期修繕計画の数が2以上である場合	〃 2万6,000円に1を超える長期修繕計画の数に1万5,000円を乗じて得た額を加えた額
(3) 法第5条の7第1項の規定による管理計画の変更の認定の申請に対する審査	長期修繕計画の数が1である場合	〃	13,000円
	長期修繕計画の数が2以上である場合	〃	1万3,000円に1を超える長期修繕

			計画の数に7,000円を乗じて得た額を加えた額
--	--	--	-------------------------

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表第1の36の項の改正規定及び次項の規定は、同年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和6年5月1日前に受験願書を提出した者が納付すべき消防法（昭和23年法律第186号）第13条の3第3項の規定による危険物取扱者試験の実施に係る手数料については、この条例による改正後の長野県手数料徴収条例別表第1の36の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

消 防 課 市 町 村 課 産 業 技 術 課 園 芸 畜 産 課 家 畜 防 疫 対 策 室 森 林 づ くり 推 進 課 建 築 住 宅 課

消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和6年3月21日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第2号

消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例の一部を改正する条例

消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例（平成19年長野県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「数」を「数（第4項第1号において「消防団員である者の数」という。）」に改め、同条第3項第1号中「平成27年4月1日から令和6年3月31日」を「令和6年4月1日から令和9年3月31日」に改め、同項第2号中「平成22年度分から令和6年度分」を「令和7年度分から令和9年度分」に改め、同条第4項第1号中「が10万円」を「が20万円（消防団員である者の数が3人又は4人である場合にあつては50万円、消防団員である者の数が5人以上である場合にあつては100万円。以下この項において同じ。）」に、「から10万円」を「から20万円」に改め、同項第2号中「10万円」を「20万円」に改め、同条第5項中「が10万円」を「が20万円（消防団員である者の数が3人又は4人である場合にあつては50万円、消防団員である者の数が5人以上である場合にあつては100万円。以下この項において同じ。）」に、「から10万円」を「から20万円」に、「10万円」を「20万円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(不均一課税に関する規定の適用)

2 この条例の施行の日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び平成22年度分から令和6年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

消 防 課

個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和6年3月21日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第3号

個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例

個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例（平成27年長野県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「別表第2の第2欄に掲げる事務」を「第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「同号に規定する利用特定個人情報」に改める。

別表第1の6 知事の項中「支給」を「支給、被保護者健康管理支援事業の実施」に改める。

別表第2の1 知事の項中

「法別表第2の11の項の第2欄に掲げる事務

を

「児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

に改め、同表の2 知事の項中

「法別表第2の16の項の第2欄に掲げる事務

を

「児童福祉法による障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

に改め、同表の3 知事の項中

「法別表第2の18の項の第2欄に掲げる事務

を

「児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの

に改め、同表の4 知事の項中

「法別表第2の35の項の第2欄に掲げる事務

を

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの

に

改め、同表の5 知事の項中

「法別表第2の37の項の第2欄に掲げる事務

を

「生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの

に改め、「（昭和25年法律第123号）」

を削り、同表の6 知事の項中

「法別表第2の39の項の第2欄に掲げる事務

を

「地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって規則で定めるもの

に改め、同表の7 知事の項中

「法別表第2の116の項の第2欄に掲げる事務

を

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって規則で定めるもの

に改め、同表の8 知事の項中

「法別表第2の147の項の第2欄に掲げる事務

を

「高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）による就学支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの

に改め、「（昭和25年法律第144号）」を削り、同表の9 知事の項中

「法別表第2の155の項の第2欄に掲げる事務

を

「難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

に改め、同表の10 知事の項中「（昭和25年法律第226号）」及び「（平成22年法律第18号）」を削り、

同表の15 知事の項中「（昭和22年法律第164号）」及び「（平成6年法律第30号）」を削る。

別表第3の1 知事の項中 「法別表第2の37の項の第2欄に掲げる事務」 を 「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの」 に改め、同表の2 知事の項中

「法別表第2の116の項の第2欄に掲げる事務」 を 「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって規則で定めるもの」 に改め、同表の5 教育委員会の項中

「法別表第2の49の項の第2欄に掲げる事務」 を 「特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの」 に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。ただし、別表第1の6 知事の項の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

DX推進課

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。
令和6年3月21日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第4号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項第3号中「掲げる職員」の次に「（次号に掲げる職員を除く。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 前条第3号に掲げる職員で、通勤に使用される自動車等の駐車のための駐車場（人事委員会が定めるものに限る。次条第1項第3号において「駐車場」という。）を利用し、その利用に係る料金を負担することを常例とするもの（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員で自動車等を使用する距離が片道2キロメートル未満のものを除く。）前号に定める額及び支給単位期間につき、人事委員会が定めるところにより算出した当該支給単位期間の通勤に要する当該料金の相当する額（当該額が5,000円を超えるときは、5,000円）

第19条第3項中「前項」を「前2項」に改める。

第20条第1項第3号中「運賃等」の次に「若しくは駐車場の利用に係る料金」を加える。

第47条の2中「の各号」を削り、同条第1号中「貸付料」の次に「及び当該職員宿舎を使用するために必要な経費」を加え、同条に次の2号を加える。

(3) 法第52条第1項に規定する職員団体の組合費

(4) 前3号に掲げるもののほか、職員の職務の円滑な遂行又は職員の福祉の向上に資するものとして任命権者が人事委員会と協議して定めたもの

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第47条の2の改正規定は、同年10月1日から施行する。

人 事 課

長野県文化会館条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和6年3月21日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第5号

長野県文化会館条例の一部を改正する条例

長野県文化会館条例(昭和57年長野県条例第33号)の一部を次のように改正する。

別表の1の備考以外の部分を次のように改める。

1 ホール等

区 分				金 額					
				午前9時から午後 零時30分 まで	午後1時 から午後 5時まで	午後5時30 分から午後 9時30分ま で	午前9時 から午後 5時まで	午後1時 から午後 9時30分 まで	午前9時 から午後 9時30分 まで
長野 県 民 文 化 会 館	大 ホ ー ル	入場料を徴収 しないで利用 する場合	平日	円 56,400	円 95,900	円 112,800	円 152,300	円 208,700	円 238,600
			日曜日、土曜 日及び休日	円 73,300	円 119,900	円 135,400	円 193,200	円 255,300	円 295,700
		1,000円以下 の入場料を徴 収して利用す る場合	平日	円 73,300	円 124,600	円 146,600	円 197,900	円 271,200	円 310,100
			日曜日、土曜 日及び休日	円 95,300	円 155,800	円 176,000	円 251,100	円 331,800	円 384,400
		1,000円を超 え3,000円以 下の入場料を 徴収して利用 する場合	平日	円 90,200	円 153,400	円 180,500	円 243,600	円 333,900	円 381,700
			日曜日、土曜 日及び休日	円 117,300	円 191,800	円 216,600	円 309,100	円 408,400	円 473,100
	3,000円を超 え5,000円以 下の入場料を 徴収して利用 する場合	平日	円 107,200	円 182,200	円 214,300	円 289,400	円 396,500	円 453,300	
		日曜日、土曜 日及び休日	円 139,300	円 227,700	円 257,200	円 367,000	円 484,900	円 561,800	
	5,000円を超 える入場料を 徴収して利用 する場合	平日	円 129,700	円 220,500	円 259,400	円 350,200	円 479,900	円 548,600	
		日曜日、土曜 日及び休日	円 168,600	円 275,700	円 311,300	円 444,300	円 587,000	円 680,000	
	中 ホ ー ル	入場料を徴収 しないで利用 する場合	平日	円 28,100	円 47,800	円 56,200	円 75,900	円 104,000	円 118,900
			日曜日、土曜 日及び休日	円 36,500	円 59,700	円 67,400	円 96,200	円 127,100	円 147,200
1,000円以下 の入場料を徴 収して利用す る場合		平日	円 36,500	円 62,100	円 73,100	円 98,600	円 135,200	円 154,500	
		日曜日、土曜 日及び休日	円 47,500	円 77,600	円 87,700	円 125,100	円 165,300	円 191,500	
1,000円を超 え3,000円以 下の入場料を 徴収して利用 する場合		平日	円 45,000	円 76,400	円 89,900	円 121,400	円 166,300	円 190,200	
		日曜日、土曜 日及び休日	円 58,400	円 95,500	円 107,900	円 153,900	円 203,400	円 235,600	
3,000円を超 え5,000円以 下の入場料を 徴収して利用 する場合		平日	円 53,400	円 90,800	円 106,800	円 144,200	円 197,600	円 225,900	
		日曜日、土曜 日及び休日	円 69,400	円 113,500	円 128,100	円 182,900	円 241,600	円 279,900	
5,000円を超 える入場料を 徴収して利用 する場合		平日	円 64,600	円 109,900	円 129,300	円 174,500	円 239,200	円 273,400	
		日曜日、土曜 日及び休日	円 84,000	円 137,300	円 155,100	円 221,300	円 292,400	円 338,800	

小ホール	入場料を徴収しないで利用する場合	平日	8,500	14,500	17,000	23,000	31,500	36,000
		日曜日、土曜日及び休日	11,100	18,100	20,400	29,200	38,500	44,600
	1,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	平日	11,100	18,800	22,100	29,900	40,900	46,800
		日曜日、土曜日及び休日	14,400	23,500	26,500	37,900	50,000	58,000
	1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	平日	13,600	23,100	27,200	36,700	50,300	57,500
		日曜日、土曜日及び休日	17,700	28,900	32,600	46,600	61,500	71,300
	3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	平日	16,200	27,500	32,300	43,700	59,800	68,400
		日曜日、土曜日及び休日	21,000	34,300	38,800	55,300	73,100	84,700
	5,000円を超える入場料を徴収して利用する場合	平日	19,600	33,200	39,100	52,800	72,300	82,700
		日曜日、土曜日及び休日	25,400	41,500	46,900	66,900	88,400	102,400
	1号楽屋、2号楽屋、3号楽屋、9号楽屋、10号楽屋及び11号楽屋		1室について 1,500	1室について 2,600	1室について 3,000	1室について 4,100	1室について 5,600	1室について 6,400
	4号楽屋、5号楽屋及び13号楽屋		” 1,100	” 1,900	” 2,200	” 3,000	” 4,100	” 4,700
	6号楽屋、7号楽屋及び14号楽屋		” 1,300	” 2,200	” 2,600	” 3,500	” 4,800	” 5,500
	8号楽屋		1,800	3,100	3,600	4,900	6,700	7,700
12号楽屋		900	1,500	1,800	2,400	3,300	3,800	
リハーサル室		7,000	11,900	14,000	18,900	25,900	29,600	
展示室	入場料を徴収しないで利用する場合	午前9時から午後6時まで 19,300円						
	1,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	” 25,100円						
	1,000円を超える入場料を徴収して利用する場合	” 30,900円						
第1会議室		2,600	4,400	5,200	7,000	9,600	11,000	
第2会議室		5,300	9,000	10,600	14,300	19,600	22,400	
第3会議室及び第4会議室		1室について 3,400	1室について 5,800	1室について 6,800	1室について 9,200	1室について 12,600	1室について 14,400	
長野県伊那文化会館 大ホール	入場料を徴収しないで利用する場合	平日	円 39,200	円 66,600	円 78,400	円 105,800	円 145,000	円 165,800
		日曜日、土曜日及び休日	51,000	83,300	94,100	134,300	177,400	205,600
	1,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	平日	51,000	86,600	101,900	137,600	188,500	215,600
		日曜日、土曜日及び休日	66,200	108,300	122,300	174,500	230,600	267,100

	1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	平日	62,700	106,600	125,400	169,300	232,000	265,200	
		日曜日、土曜日及び休日	81,500	133,300	150,500	214,800	283,800	328,800	
	3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	平日	74,500	126,600	149,000	201,100	275,600	315,100	
		日曜日、土曜日及び休日	96,800	158,300	178,800	255,100	337,100	390,500	
	5,000円を超える入場料を徴収して利用する場合	平日	90,200	153,300	180,300	243,500	333,600	381,400	
		日曜日、土曜日及び休日	117,200	191,600	216,400	308,800	408,000	472,700	
小ホール	入場料を徴収しないで利用する場合	平日	12,400	21,100	24,800	33,500	45,900	52,500	
		日曜日、土曜日及び休日	16,100	26,400	29,800	42,500	56,200	65,100	
	1,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	平日	16,100	27,400	32,200	43,500	59,600	68,100	
		日曜日、土曜日及び休日	21,000	34,300	38,700	55,300	73,000	84,600	
	1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	平日	19,800	33,700	39,700	53,500	73,400	83,900	
		日曜日、土曜日及び休日	25,800	42,200	47,600	68,000	89,800	104,000	
	3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	平日	23,600	40,100	47,100	63,700	87,200	99,700	
		日曜日、土曜日及び休日	30,600	50,100	56,500	80,700	106,600	123,500	
	5,000円を超える入場料を徴収して利用する場合	平日	28,500	48,500	57,000	77,000	105,500	120,600	
		日曜日、土曜日及び休日	37,100	60,600	68,400	97,700	129,000	149,500	
	1号楽屋			1,500	2,600	3,000	4,100	5,600	6,400
	2号楽屋、3号楽屋、6号楽屋及び7号楽屋			1室について 900	1室について 1,500	1室について 1,800	1室について 2,400	1室について 3,300	1室について 3,800
4号楽屋及び5号楽屋			” 1,300	” 2,200	” 2,600	” 3,500	” 4,800	” 5,500	
展示室	全部を利用する場合	入場料を徴収しないで利用する場合	午前9時から午後6時まで				25,500円		
		1,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	”				33,200円		
		1,000円を超える入場料を徴収して利用する場合	”				40,800円		
	一部を利用する場合		全部を利用する場合の項に掲げる区分に従い、知事が別に定める額						
プラネタ	個人	一般	1回について				400円		
		小・中学生	”				150円		

	リウム	30人以上の団体	一般	1人1回について						
			小・中学生	320円 120円						
長野県松本文化会館	大ホール	入場料を徴収しないで利用する場合	平日	円 57,200	円 97,200	円 114,400	円 154,400	円 211,600	円 241,900	
			日曜日、土曜日及び休日	74,400	121,600	137,300	196,000	258,900	300,000	
		1,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	平日	74,400	126,400	148,700	200,800	275,100	314,600	
			日曜日、土曜日及び休日	96,700	158,000	178,500	254,700	336,500	389,900	
		1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	平日	91,500	155,600	183,000	247,100	338,600	387,100	
			日曜日、土曜日及び休日	119,000	194,500	219,600	313,500	414,100	479,800	
		3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	平日	108,700	184,800	217,400	293,500	402,200	459,800	
			日曜日、土曜日及び休日	141,300	230,900	260,800	372,200	491,700	569,700	
		5,000円を超える入場料を徴収して利用する場合	平日	131,600	223,700	263,100	355,300	486,800	556,600	
			日曜日、土曜日及び休日	171,000	279,600	315,700	450,600	595,300	689,700	
		中ホール	入場料を徴収しないで利用する場合	平日	21,300	36,200	42,600	57,500	78,800	90,100
				日曜日、土曜日及び休日	27,700	45,300	51,100	73,000	96,400	111,700
			1,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	平日	27,700	47,100	55,400	74,800	102,500	117,200
				日曜日、土曜日及び休日	36,000	58,800	66,500	94,800	125,300	145,200
1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	平日		34,100	57,900	68,200	92,000	126,100	144,200		
	日曜日、土曜日及び休日		44,300	72,400	81,800	116,700	154,200	178,700		
3,000円を超え5,000円以下の入場料を徴収して利用する場合	平日		40,500	68,800	80,900	109,300	149,700	171,200		
	日曜日、土曜日及び休日		52,600	86,000	97,100	138,600	183,100	212,100		
5,000円を超える入場料を徴収して利用する場合	平日		49,000	83,300	98,000	132,300	181,300	207,300		
	日曜日、土曜日及び休日		63,700	104,100	117,600	167,800	221,700	256,900		
1号楽屋、2号楽屋、3号楽屋及び9号楽屋			1室について 1,500	1室について 2,600	1室について 3,000	1室について 4,100	1室について 5,600	1室について 6,400		
4号楽屋、5号楽屋、6号楽屋、7号楽屋及び11号楽屋			1,100	1,900	2,200	3,000	4,100	4,700		
8号楽屋			1,300	2,200	2,600	3,500	4,800	5,500		
10号楽屋			900	1,500	1,800	2,400	3,300	3,800		
リハーサル室			5,400	9,200	10,800	14,600	20,000	22,900		

国際会議室	16,600	21,600	22,400	38,200	44,000	54,500
第1会議室及び第2会議室	1室について 8,700	1室について 14,800	1室について 17,400	1室について 23,500	1室について 32,200	1室について 36,800
第3会議室	2,300	3,900	4,600	6,200	8,500	9,700
第4会議室	2,000	3,400	4,000	5,400	7,400	8,500

別表の2中	附属設備を利用する場合	知事が別に定める額	を
	冷房又は暖房を利用する場合		
	電気器具の持込みをして電力を利用する場合		

附属設備を利用する場合	知事が別に定める額	に改める。
電気器具の持込みをして電力を利用する場合		

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

文化政策課

女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例をここに公布します。

令和6年3月21日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第6号

女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 設備及び運営に関する基準（第2条—第21条）

第3章 雑則（第22条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第65条第1項の規定により、女性自立支援施設（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号。第10条第1項第2号及び第11条第1号において「法」という。）第12条第1項に規定する女性自立支援施設をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

第2章 設備及び運営に関する基準

（基本方針）

第2条 女性自立支援施設は、入所者に対し、健全な環境のもとで、女性の人権に関する高い識見及び専門性を有する職員により、社会において入所者の置かれた状況に応じた自立した生活を送るための支援を含め適切な支援を行うよう努めなければならない。

2 女性自立支援施設は、入所者の人権に十分配慮するとともに、入所者一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

3 女性自立支援施設は、入所者の人種、国籍、信条及び社会的身分によって差別的取扱いをしてはならない。

4 女性自立支援施設の職員は、入所者の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない。

（基準の向上）

第3条 女性自立支援施設は、この条例に定める基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させるよう努めなければならない。

（構造設備の一般原則）

第4条 女性自立支援施設の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項、入所者に対する危害の防止及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

2 女性自立支援施設の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。

（非常災害対策）

第5条 女性自立支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画（第16条第4項において「非常災害計画」という。）を策定し、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うなど職員が非常災害に対応できるようにするための必要な措置を講じなければならない。

（安全計画の策定等）

第6条 女性自立支援施設は、入所者の安全の確保を図るため、当該女性自立支援施設の設備の安全点検、職員等に対する施設外での活動、取組等を含めた女性自立支援施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員等の研修及び訓練その他女性自立支援施設における安全に関する事項についての計画（以下この条及び第16条第4項において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 女性自立支援施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 女性自立支援施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（苦情解決）

第7条 女性自立支援施設は、その行った支援に関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 女性自立支援施設は、前項の必要な措置を講ずるに当たっては、苦情の公平な解決を図るため、当該女性自立支援施設の職員以外の者を関与させなければならない。

3 女性自立支援施設は、その行った支援に関し、知事から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 女性自立支援施設は、社会福祉法第85条第1項の規定により同法第83条に規定する運営適正化委員会が行う調査にできる限り協力しなければならない。

（事故発生時の対応）

第8条 女性自立支援施設は、入所者に対する支援その他の業務により事故が発生した場合は、県、市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 女性自立支援施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録しなければならない。

3 女性自立支援施設は、入所者に対して行った支援その他の業務により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（帳簿）

第9条 女性自立支援施設は、その設備、職員、会計及び入所者の支援の状況に関する帳簿を整備しなければならない。

（職員）

第10条 女性自立支援施設には、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、第3号に掲げる職員を置かないことができる。

(1) 施設長

(2) 入所者の自立支援（法第12条第1項に規定する自立支援をいう。以下同じ。）を行う職員

(3) 栄養士又は調理員

(4) 看護師又は心理療法担当職員

(5) 事務員

(6) その他女性自立支援施設の業務を行うために必要な職員

2 女性自立支援施設の職員は、専ら当該女性自立支援施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合には、この限りでない。

3 女性自立支援施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

4 第1項各号に掲げる職員の員数の基準は、規則で定める。

（施設長の資格要件）

第11条 施設長は、施設を運営するにあたって女性の人権に関する高い識見及び専門性を有する者であって、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 社会福祉法第19条第1項各号に掲げる者又は社会福祉事業若しくは困難な問題を抱える女性（法第2条に規定する困難な問題を抱える女性をいう。第21条において同じ。）への支援に関する活動に3年以上従事した者であること。

(2) 罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から10年（罰金の刑に処せられた場合にあっては、5年）を経過しない者でないこと。

(3) 心身ともに健全な者であること。

（設備）

第12条 女性自立支援施設の建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この項において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。）としなければならない。ただし、規則で定める要件を満たす女性自立支援施設の建物であって、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めるときは、この限りでない。

2 女性自立支援施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。

- (1) 事務室
- (2) 相談室
- (3) 宿直室
- (4) 居室
- (5) 集会室兼談話室
- (6) 静養室
- (7) 医務室
- (8) 作業室
- (9) 食堂
- (10) 調理室
- (11) 洗面所
- (12) 浴室
- (13) 便所
- (14) 洗濯室
- (15) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

3 前項各号に掲げる設備その他の設備の基準は、規則で定める。

(居室の定員)

第13条 一の居室の定員は、原則として1人とする。

2 女性自立支援施設の入所の対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合等、入所者の自立支援を行うために必要と認められる場合は、前項の規定に関わらず、一の居室の定員を2人以上とすることができる。

(自立の支援等)

第14条 女性自立支援施設は、入所者の意向及び私生活を十分に尊重して、その者の心身の健康回復及び生活（就労及び就学を含む。）に関する支援等を行わなければならない。

2 女性自立支援施設は、入所者の個人の尊厳を保ち、心身の状況、本人の意思、希望及び自立に向けた意向を十分に踏まえた上で、施設における基本的な共同生活の考え方を示さなければならない。

3 女性自立支援施設は、入所者の自立支援を行うため、その者の意向を踏まえ、入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。

(食事の提供)

第15条 入所者に提供する食事は、食品の種類及び調理方法について栄養並びにその者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

2 前項に定めるもののほか、入所者に提供する食事の内容は、県産の農畜産物等を使用したものとするよう努めなければならない。

3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第16条 女性自立支援施設は、感染症及び非常災害の発生時において、入所者に対し支援の提供を継続的に実施するため及び非常の場合における早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 女性自立支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 女性自立支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

4 業務継続計画は、非常災害計画及び安全計画と一体のものとして策定することができる。

(保健衛生)

第17条 女性自立支援施設は、入所者に対し、毎年2回以上健康診断を行わなければならない。

2 女性自立支援施設は、居室その他入所者が常時使用する設備について、常に清潔にしなければならない。

3 女性自立支援施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理を適正に行わなければならない。

4 女性自立支援施設は、当該女性自立支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう規則で定める措置を講じなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第18条 女性自立支援施設は、当該女性自立支援施設の設置者が入所者に係る規則で定める給付金の支給を受けたときは、規則で定めるところにより、当該支給を受けた金銭を管理しなければならない。

(秘密保持等)

第19条 女性自立支援施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 女性自立支援施設は、その職員であった者が、正当な理由がなく、前項の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じな

ればならない。

3 女性自立支援施設は、他の女性支援事業関係機関等に対して、入所者又はその家族に関する情報を提供するときは、あらかじめ、文書により当該入所者又はその家族等の同意を得ておかなければならない。

(業務の質の評価)

第20条 女性自立支援施設は、自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者によるその評価を受け、その結果を公表するよう努めなければならない。

(関係機関との連携)

第21条 女性自立支援施設は、女性相談支援センター、女性相談支援員、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体のほか、福祉事務所(社会福祉法に規定する福祉に関する事務所をいう。)、児童相談所、児童福祉施設、保健所、医療機関、職業紹介機関、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター、配偶者暴力相談支援センター、母子・父子福祉団体その他の関係機関及び母子・父子自立支援員、民生委員、児童委員、保護司その他の関係者と密接に連携しなければならない。

第3章 雑則

(補則)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の廃止)

2 婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第68号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例(次項において「旧条例」という。)第10条の規定により施設長に任用されている者は、第11条の規定により任用された者とみなす。

4 この条例の施行前に設置された施設における居室の定員については、第13条の規定にかかわらず、当分の間、旧条例第12条によることができる。ただし、施設を改築し、又は増築する場合はこの限りでない。

こども・家庭課児童相談・養育支援室

長野県女性相談支援センター条例をここに公布します。

令和6年3月21日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第7号

長野県女性相談支援センター条例

(趣旨)

第1条 この条例は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号。以下「法」という。)及び地方自治法(昭和22年法律第67号)の規定に基づき、女性相談支援センターの設置及びその管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 法第9条第1項の規定による女性相談支援センターとして長野県女性相談支援センター(以下「センター」という。)を長野市に設置する。

2 センターは、次に掲げる業務を行う。

(1) 法第9条第3項に規定する女性相談支援センターの業務

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第3条第3項に規定する配偶者暴力相談支援センターの業務

(一時保護施設)

第3条 センターに法第2条に規定する困難な問題を抱える女性(当該困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、当該困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。)並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第2項に規定する被害者(当該被害者とその家族を同伴する場合にあっては、当該被害者及びその同伴する家族。)及び同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者(当該者がその家族を同伴する場合にあっては、当該者及びその同伴する家族。)を一時保護するための施設として、一時保護施設を置き、その位置は、長野市とする。

(管理の委任等)

第4条 センターの管理及びこの条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(長野県女性相談センター条例の廃止)
- 長野県女性相談センター条例(昭和39年長野県条例第28号)は、廃止する。

こども・家庭課児童相談・養育支援室

県立ときわぎ寮条例をここに公布します。

令和6年3月21日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第8号

県立ときわぎ寮条例

(趣旨)

第1条 この条例は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号。次条において「法」という。)及び地方自治法(昭和22年法律第67号)の規定に基づき、ときわぎ寮の設置及びその管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 法第12条第1項に規定する自立支援を行い、又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第1条第2項に規定する被害者(当該被害者がその家族を同伴する場合にあっては、当該被害者及びその同伴する家族。)及び同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者(当該者がその家族を同伴する場合にあっては、当該者及びその同伴する家族。)(以下この条において「被害者等」という。)を保護(被害者等の自立を支援することを含む。)するため、県立ときわぎ寮(次条及び第4条において「寮」という。)を長野市に設置する。

(定員)

第3条 寮の定員は、20人とする。

(管理の委任等)

第4条 この条例に定めるもののほか、寮の管理及びこの条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(県立ときわぎ寮条例の廃止)
- 県立ときわぎ寮条例(昭和39年長野県条例第29号)は、廃止する。

こども・家庭課児童相談・養育支援室

児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和6年3月21日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第9号

児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第69号)の一部を次のように改正する。

目次中「第15章 雑則(第107条)」を

「第15章 里親支援センター(第107条―第112条) 雑則(第113条)」に改める。

第16章 雑則(第113条)

第5条の2第1項及び第14条第1項中「及び児童家庭支援センター」を「、児童家庭支援センター及び里親支援センター」に改める。

第31条中「ついて」の次に「、当該乳幼児の年齢、発達の状況その他の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、当該乳幼児の意見又は意向」を加える。

第33条中「児童委員」を「里親支援センター、児童委員」に改める。

第40条中「ついて」の次に「、当該母子の年齢、発達の状況その他の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、当該母子のそれぞれの意見又は意向」を加える。

第42条中「婦人相談所」を「里親支援センター、女性相談支援センター」に改める。

第62条中「ついて」の次に「、当該児童の年齢、発達の状況その他の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、当該児童の意見又は意向」を加え、「個々の家庭」を「家庭の個々」に改める。

第65条中「児童委員」を「里親支援センター、児童委員」に改める。

第105条第2項中「婦人相談員」を「女性相談支援員」に改める。

第15章中第107条を第113条とし、同章を第16章とし、第14章の次に次の1章を加える。

第15章 里親支援センター

(設備)

第107条 里親支援センターには、次に掲げる設備を設けなければならない。

- (1) 事務室
- (2) 相談室等の里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者(次条第3項第3号において「里親等」という。)が訪問できる設備
- (3) その他法第11条第4項に規定する里親支援事業及び法第44条の3第1項に規定する援助(第111条において「業務」という。)を実施するために必要な設備

(職員)

第108条 里親支援センターには、次に掲げる職員を置かなければならない。

- (1) 里親制度等普及促進担当者
 - (2) 里親等支援員
 - (3) 里親研修等担当者
- 2 里親制度等普及促進担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。
- (1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者
 - (2) 里親として5年以上の委託児童(法第27条第1項第3号の規定により里親に委託された児童をいう。以下この条及び次条第2号において同じ。)の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等(児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第1条の10に規定する養育者等をいう。以下この条及び次条において同じ。)若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者
 - (3) 里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及の促進及び新たに里親になることを希望する者の開拓に関して、前2号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者
- 3 里親等支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。
- (1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者
 - (2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者
 - (3) 里親等への支援の実施に関して、前2号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者
- 4 里親研修等担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。
- (1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者
 - (2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者
 - (3) 里親及び里親になろうとする者への研修の実施に関して、前2号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者(長の資格要件等)

第109条 里親支援センターの長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、法第11条第4項に規定する里親支援事業の業務に関して十分な経験を有する者であって、里親支援センターを適切に運営する能力を有するものでなければならない。

- (1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者
- (2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者
- (3) 前2号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者

(里親支援)

第110条 里親支援センターにおける支援は、里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及の促進、新たに里親になることを希望する者の開拓、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者及び里親になろうとする者への研修の実施、法第27条第1項第3号の規定による児童の委託の推進、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親又は小規模住居型児童養育事業に従事する者に養育される児童及び里親になろうとする者への支援その他の必要な支援を包括的に行うことにより、里親に養育される児童が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的として行わなければならない。

(業務の質の評価等)

第111条 里親支援センターは、自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者によるその評価を受けなければならない。

2 里親支援センターは、前項の評価の結果を公表するとともに、常にその業務の質の改善を図らなければならない。

(関係機関との連携)

第112条 里親支援センターの長は、県、市町村、児童相談所及び里親に養育される児童の通学する学校並びに必要な応じ児童福祉施設、児童委員等その他の関係機関と密接に連携して、里親等への支援に当たらなければならない。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

こども・家庭課児童相談・養育支援室

医療法施行条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和6年3月21日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第10号

医療法施行条例の一部を改正する条例

医療法施行条例（平成24年長野県条例第75号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第4号を次のように改める。

(4) 栄養士又は管理栄養士

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

医療政策課

貸付金免除条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和6年3月21日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第11号

貸付金免除条例の一部を改正する条例

貸付金免除条例（昭和39年長野県条例第33号）の一部を次のように改正する。

本則の表の長野県看護職員修学資金貸与規程（昭和37年長野県告示第355号）の項中「第6条の2の2第3項」を「第7条第2項」に、「母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第2項に規定する母子健康包括支援センター（以下この項において「母子健康包括支援センター」という。）」を「児童福祉法第10条の2第2項に規定するこども家庭センター」に、

「
イ 母子健康包括支援センター
」を

「
イ 児童福祉法第10条の2第2項に規定するこども家庭センター
」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

医師・看護人材確保対策課

長野県福祉大学校条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和6年3月21日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第12号

長野県福祉大学校条例の一部を改正する条例

長野県福祉大学校条例（平成6年長野県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第8条及び第9条を削る。

第10条の見出しを「(授業料及び入学金の減免)」に改め、同条第2項中「又は保育料」及び「及び保育料」を削り、同条を第8条とし、第11条を第9条とし、第12条を第10条とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

地域福祉課

長野県精神保健福祉センター条例及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和6年3月21日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第13号

長野県精神保健福祉センター条例及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例

(長野県精神保健福祉センター条例の一部改正)

第1条 長野県精神保健福祉センター条例(昭和47年長野県条例第29号)の一部を次のように改正する。

第2条中「指導」を「援助」に改める。

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部改正)

第2条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例(平成18年長野県条例第58号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条第1項中「第38条の2第3項」を「第38条の2第2項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

保健・疾病対策課

介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

令和6年3月21日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第14号

介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

(介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第51号)の一部を次のように改正する。

第6条中「同一敷地内にある」を削る。

第22条中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体の拘束その他の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならないこと。

(4) 利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならないこと。

第32条に次の1項を加える。

3 指定訪問介護事業者は、原則として、第1項に規定する重要事項をインターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならない。

第40条第2項中「第4号及び第5号」を「第3号、第5号及び第6号」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第22条第4号の規定による身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録

第40条の3第1号中「をいう。」の次に「第209条第6項において同じ。」を加える。

第47条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体拘束等を行っ

てはならないこと。

- (4) 利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならないこと。

第51条第2項中「第3号及び第4号」を「第2号、第4号及び第5号」に改め、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 第47条第4号の規定による身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録

第57条第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第61条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体拘束等を行ってはならないこと。

- (4) 利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならないこと。

第65条第2項中「第6号及び第7号」を「第5号、第7号及び第8号」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 第61条第4号の規定による身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録

第71条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体拘束等を行ってはならないこと。

- (4) 利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならないこと。

第72条第4項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 医師及び理学療法士等は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションに関する情報を把握しなければならない。

第74条第2項中「第4号及び第5号」を「第3号、第5号及び第6号」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第71条第4号の規定による身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録

第80条第1項中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体拘束等を行ってはならないこと。

- (4) 利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならないこと。

第80条第2項中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体拘束等を行ってはならないこと。

- (4) 利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならないこと。

第80条第3項中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体拘束等を行ってはならないこと。

- (4) 利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならないこと。

第82条第2項中「第3号及び第4号」を「第2号、第4号及び第5号」に改め、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 第80条第1項第4号、第2項第4号及び第3項第4号の規定による身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録

第88条中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体拘束等を行ってはならないこと。

- (4) 利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならないこと。

第95条第2項中「第4号及び第5号」を「第3号、第5号及び第6号」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第88条第4号の規定による身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録

第99条中「第95条第2項第3号」を「第95条第2項第4号」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改める。

第120条中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体拘束等を行ってはならないこと。
- (4) 利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならないこと。

第121条第1項中「第3項」の次に「及び第4項」を加え、第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションに関する情報を把握しなければならない。

第124条第2項中「第4号及び第5号」を「第3号、第5号及び第6号」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第120条第4号の規定による身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録

第131条第4項中「身体の拘束その他の行動を制限する行為（以下「」及び「」という。）」を削り、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 指定短期入所生活介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第141条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会の開催）

第141条の2 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的開催しなければならない。

第142条第2項第3号及び第6号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第147条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第148条第2項中「しなければならない」を「しなければならない」に改める。

第152条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第160条第1項第2号を削り、同条第3号中「(指定介護療養型医療施設を除く。）」を削り、「に定める」を「のAからEまで、カ及びキに掲げる」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とする。

第163条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定短期入所療養介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第170条第2項第3号及び第6号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第171条中「及び141条」を「、第141条及び第141条の2」に改める。

第174条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第186条の次に次の1条を加える。

(口腔衛生の管理)

第186条の2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、その者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第190条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定による合意をするに当たっては、次に掲げる要件を満たす医療機関との間で、合意するよう努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定特定施設入居者生活介護事業者から利用者のための診療を求められた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、第1項の規定により合意した医療機関（以下「協力医療機関」という。）との間で、1年に1回以上、利用者の病状が急変した場合等における対応方法を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、指定特定施設において新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）が発生した場合等における対応方法について取り決めるよう努めなければならない。

5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、指定特定施設において新興感染症が発生した場合等における対応方法について協議を行わなければならない。

6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関その他の医療機関に入院した利用者が、退院が可能となった場合においては、当該指定特定施設に速やかに入居することができるよう努めなければならない。

第192条第2項第3号、第4号及び第7号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第193条中「及び第135条から第137条まで」を「、第135条から第137条まで及び第141条の2」に改める。

第202条第2項第2号及び第6号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第208条中第6号を第9号とし、第5号を第8号とし、同号の前に次の2号を加える。

(6) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体拘束等を行ってはならないこと。

(7) 利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならないこと。

第208条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 福祉用具及び法第8条第13項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下この章において「対象福祉用具」という。）に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は第218条に規定する指定特定福祉用具販売のいずれかを選択することができることについて、利用者に対して十分な説明を行った上で、その者に当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、当該選択に係る提案を行うものとする。

第209条第1項中「指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等」を「規則で定める事項」に改め、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「把握を行い」を「把握の結果を踏まえ」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項の次に次の2項を加える。

5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行うものとする。ただし、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービスの提供の開始の日から6月以内に少なくとも1回、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

6 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の実施状況の把握の結果を記録し、当該記録を指定福祉用具貸与の提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告しなければならない。

第213条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定福祉用具貸与事業者は、原則として、第1項に規定する重要事項をインターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならない。

第214条第2項中「第5号及び第6号」を「第3号、第6号及び第7号」に改め、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第208条第7号の規定による身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録

第221条中第4号を第8号とし、同号の前に次の3号を加える。

(5) 利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めるものとする。

(6) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体拘束等を行っ

てはならないこと。

- (7) 利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならないこと。

第221条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 法第8条第12項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具及び特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下この章において「対象福祉用具」という。）に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が第204条に規定する指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択することができることについて、利用者に対して十分な説明を行った上で、その者に当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状況等を踏まえ、当該選択に係る提案を行うものとする。

第222条に次の1項を加える。

- 5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、特定福祉用具販売計画の作成後、当該指定特定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

第223条第2項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第221条第7号の規定による身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録

(介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部改正)

第2条 介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成24年長野県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第45条の2中「同一敷地内にある」を削る。

第48条の4に次の1項を加える。

- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、原則として、第1項に規定する重要事項をインターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならない。

第49条第2項中「第3号及び第4号」を「第2号、第4号及び第5号」に改め、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 第52条第4号の規定による身体拘束等その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録

第52条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体拘束等を行ってはならないこと。

- (4) 利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならないこと。

第57条第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第60条第2項中「第6号及び第7号」を「第5号、第7号及び第8号」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 第63条第8号の規定による身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録

第63条第14号中「第10号及び第12号」を「第12号及び第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条第13号を同条第15号とし、同条第12号中「第9号」を「第11号」に改め、同号を同条第14号とし、同条第7号から第11号までを2号ずつ繰り下げ、同条第6号の次に次の2号を加える。

- (7) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体拘束等を行ってはならないこと。

- (8) 利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならないこと。

第69条第2項中「第4号及び第5号」を「第3号、第5号及び第6号」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第72条第10号の規定による身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録

第72条第1号中「第2条」を「第2条第1項」に、「第114条」を「第114条第2項」に改め、「）、」の次に「介護支援専門員（同省令第2条第2項に規定する介護支援専門員をいう。第114条第2項において同じ。）」を加え、同条第13号中「第5号」を「第6号」に改め、同号を同条第16号とし、同条第12号中「第10号」を「第13号」に改め、同号を同条第15号とし、同条第8号から第11号までを3号ずつ繰り下げ、同条第11号の前に次の2号を加える。

- (9) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体拘束等を行ってはならないこと。

- (10) 利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならないこと。

ならないこと。

第72条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、同条第5号中「第4号」を「第5号」に改め、同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 医師及び理学療法士等は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションに関する情報を把握しなければならない。

第77条第2項中「第3号及び第4号」を「第2号、第4号及び第5号」に改め、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第80条第1項第4号、第2項第4号及び第3項第4号の規定による身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録

第80条第1項第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体拘束等を行ってはならないこと。

(4) 利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならないこと。

第80条第2項第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体拘束等を行ってはならないこと。

(4) 利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならないこと。

第80条第3項第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体拘束等を行ってはならないこと。

(4) 利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならないこと。

第102条第2項中「第4号及び第5号」を「第3号、第5号及び第6号」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同条第6号とし、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第105条第10号の規定による身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録

第105条第12号中「第5号」を「第6号」に改め、同条第15号とし、同条第8号から第11号までを3号ずつ繰り下げ、同条第11号の前に次の2号を加える。

(9) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体拘束等を行ってはならないこと。

(10) 利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならないこと。

第105条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、同条第5号中「第4号」を「第5号」に改め、同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションに関する情報を把握しなければならない。

第112条第1項中「当該利用者に対し、身体の拘束その他の行動を制限する行為（以下「」及び「」という。）」を削り、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第114条第2項中「担当職員」の次に「及び介護支援専門員」を加える。

第115条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会の開催)

第115条の2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的開催しなければならない。

第116条第2項第3号及び第6号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第130条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第141条第1項第2号を削り、同項第3号中「(指定介護療養型医療施設を除く。)」を削り、「に定める」を「のアからエまで、カ及びキに掲げる」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とする。

第144条第2項第3号及び第6号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第145条中「及び第115条」を「、第115条及び第115条の2」に改める。

第162条の次に次の1条を加える。

(口腔衛生の管理)

第162条の2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、その者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第166条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定による合意をするに当たっては、次に掲げる要件を満たす医療機関との間で、合意するよう努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者から利用者のための診療を求められた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、第1項の規定により合意した医療機関(以下「協力医療機関」という。)との間で、1年に1回以上、利用者の病状が急変した場合等における対応方法を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、指定介護予防特定施設において新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)が発生した場合等における対応方法について取り決めるよう努めなければならない。

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、指定介護予防特定施設において新興感染症が発生した場合等における対応方法について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関その他の医療機関に入院した利用者が、退院が可能となった場合においては、当該指定介護予防特定施設に速やかに入居することができるよう努めなければならない。

第168条第2項第3号、第4号及び第7号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第169条中「、第48条の9第1項」を削り、「及び第114条の2」を「、第114条の2及び第115条の2」に改める。

第183条第2項第2号及び第6号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第185条第2項中「第160条第1項」の次に「、第162条の2」を加える。

第192条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、原則として、第1項に規定する重要事項をインターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならない。

第193条第2項中「第5号及び第6号」を「第3号、第6号及び第7号」に改め、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第196条第9号の規定による身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録

第196条中第7号を第10号とし、同号の前に次の2号を加える。

(8) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体拘束等を行ってはならないこと。

(9) 利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならないこと。

第196条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 福祉用具及び法第8条の2第11項に規定する特定介護予防福祉用具のいずれにも該当する福祉用具(以下この章において「対象福祉用具」という。)に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定介護予防福祉用具貸与又は第200条に規定する指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択することができることについて、利用者に対して十分な説明を行った上で、その者に当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状態等を踏まえ、当該選択に係る提案を行うものとする。

第197条第5項に次のただし書を加える。

ただし、対象福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始の日から6月以内に少なくとも1回、当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

第203条第2項中「第4号及び第5号」を「第3号、第5号及び第6号」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第206条第8号の規定による身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録

第206条中第5号を第9号とし、同号の前に次の3号を加える。

(6) 利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めるものとする。

(7) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該利用者に対し、身体拘束等を行ってはならないこと。

(8) 利用者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならないこと。

第206条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 法第8条の2第10項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具及び特定介護予防福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下この章において「対象福祉用具」という。）に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が第186条に規定する指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具販売のいずれかを選択することができることについて、利用者に対して十分な説明を行った上で、その者に当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体状況等を踏まえ、当該選択に係る提案を行うものとする。

第207条に次の1項を加える。

5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、特定介護予防福祉用具販売計画の作成後、当該指定介護予防福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

(介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第3条 介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第23条の2中「医師」の次に「及び第32条第1項の規定により合意した医療機関（以下「協力医療機関」という。）の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第26条第5号及び第7号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第32条の見出しを「(協力医療機関等)」に改め、同条第1項中「は、」の次に「入所者の病状の急変等に備えるため、」を加え、「特定の病院」を「次に掲げる医療機関（第3号の医療機関にあっては、病院に限る。）」に、「の入院治療」を「への医療の提供」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保している医療機関

(2) 当該指定介護老人福祉施設から入所者のための診療を求められた場合において診療を行う体制を、常時確保している医療機関

(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保している医療機関

第32条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、協力医療機関との間で、1年に1回以上、入所者の病状が急変した場合等における対応方法を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、指定介護老人福祉施設において新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）が発生した場合等における対応方法を取り決めるよう努めなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、協力医療機関が、第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、指定介護老人福祉施設において新興感染症が発生した場合等における対応方法について協議を行わなければならない。

5 指定介護老人福祉施設は、協力医療機関その他の医療機関に入院した入所者が、退院が可能となった場合においては、当該指定介護老人福祉施設に速やかに入所することができるよう努めなければならない。

第33条第1項中「前条第1項の病院」を「協力医療機関」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護老人福祉施設は、原則として、第1項に規定する重要事項をインターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならない。

第39条の2の次に次の1条を加える。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会の開催)

第39条の3 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護老人福祉施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならない。

第41条第2項第2号、第3号及び第6号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第50条に次の1項を加える。

3 ユニット型指定介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

(介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部改正)

第4条 介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第55号)の一部を次のように改正する。

第18条中「に規定する医療機関」を「の規定により合意した医療機関(以下「協力医療機関」という。)」に改める。

第33条の見出しを「(協力医療機関等)」に改め、同条第1項中「特定の医療機関」を「次に掲げる医療機関(第3号の医療機関にあっては、病院に限る。)」に改め、「当該医療機関の」を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保している医療機関
- (2) 当該介護老人保健施設から入所者のための診療を求められた場合において診療を行う体制を、常時確保している医療機関
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護老人保健施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保している医療機関

第33条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

2 介護老人保健施設は、協力医療機関との間で、1年に1回以上、入所者の病状が急変した場合等における対応方法を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。

3 介護老人保健施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、介護老人保健施設において新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)が発生した場合等における対応方法を取り決めるよう努めなければならない。

4 介護老人保健施設は、協力医療機関が、第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、介護老人保健施設において新興感染症が発生した場合等における対応方法について協議を行わなければならない。

5 介護老人保健施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した入所者が、退院が可能となった場合においては、当該介護老人保健施設に速やかに入所することができるよう努めなければならない。

第34条第1項中「前条第1項の医療機関」を「協力医療機関」に改め、同条に次の1項を加える。

3 介護老人保健施設は、原則として、第1項に規定する重要事項をインターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならない。

第39条の2の次に次の1条を加える。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会の開催)

第39条の3 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護老人保健施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならない。

第41条第2項第2号、第4号及び第7号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第50条に次の1項を加える。

3 ユニット型介護老人保健施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

(養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第5条 養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第56号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項第3号及び第5号並びに第21条第1項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第24条の見出しを「(協力医療機関等)」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「特定の医療機関」を「次に掲げる医療機関(第3号の医療機関にあっては、病院に限る。)」に改め、「当該医療機関の」を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保している医療機関
- (2) 当該養護老人ホームから入所者のための診療を求められた場合において診療を行う体制を、常時確保している医療機関
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該養護老人ホームの医師又は次項に規定する協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保している医療機関

第24条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

2 養護老人ホームは、第1項の規定により合意した医療機関(以下「協力医療機関」という。)との間で、1年に1回以上、入所者の病状が急変した場合等における対応方法を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。

3 養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、養護老人ホームにおいて新興感染症(同

条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)が発生した場合等における対応方法を取り決めるよう努めなければならない。

- 4 養護老人ホームは、協力医療機関が、第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、養護老人ホームにおいて新興感染症が発生した場合等における対応方法について協議を行わなければならない。
- 5 養護老人ホームは、協力医療機関その他の医療機関に入院した入所者が、退院が可能となった場合においては、当該養護老人ホームに速やかに入所することができるよう努めなければならない。

(特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第6条 特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第57号)の一部を次のように改正する。

目次中「第32条の2」を「第32条の3」に改める。

第10条第2項第3号及び第5号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第23条の2中「医師」の次に「及び第28条第1項の規定により合意した医療機関(以下「協力医療機関」という。))の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 特別養護老人ホームは、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第24条第2項中「第32条の2」を「第32条の3」に改める。

第28条の見出しを「(協力医療機関等)」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「特定の医療機関」を「次に掲げる医療機関(第3号の医療機関にあっては、病院に限る。))」に改め、「当該医療機関の」を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保している医療機関
- (2) 当該特別養護老人ホームから入所者のための診療を求められた場合において診療を行う体制を、常時確保している医療機関
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該特別養護老人ホームの医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保している医療機関

第28条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 特別養護老人ホームは、協力医療機関との間で、1年に1回以上、入所者の病状が急変した場合等における対応方法を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。
- 3 特別養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。))との間で、特別養護老人ホームにおいて新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)が発生した場合等における対応方法を取り決めるよう努めなければならない。
- 4 特別養護老人ホームは、協力医療機関が、第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、特別養護老人ホームにおいて新興感染症が発生した場合等における対応方法について協議を行わなければならない。
- 5 特別養護老人ホームは、協力医療機関等に入院した入所者が、退院が可能となった場合においては、当該特別養護老人ホームに速やかに入所することができるよう努めなければならない。

第2章中第32条の2の次に次の1条を加える。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会の開催)

第32条の3 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおける業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該特別養護老人ホームにおける入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならない。

第41条に次の1項を加える。

- 3 ユニット型特別養護老人ホームの施設長は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第43条第1項中「第32条の2」を「第32条の3」に改める。

第46条第1項中「第32条の2まで」を「第32条の3まで」に、「、第32条の2」を「から第32条の3まで」に改める。

第48条第1項中「第32条まで」を「第32条の3まで」に、「第32条の2」を「第32条の2」を「第32条の3」に改める。

(軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第7条 軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第58号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項第3号及び第5号並びに第23条第3号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第27条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 軽費老人ホームは、前項の規定による合意をするに当たっては、次に掲げる要件を満たす医療機関との間で、合意するよう努めなければならない。
 - (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該軽費老人ホームから入所者のための診療を求められた場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 3 軽費老人ホームは、第1項の規定により合意した医療機関(以下「協力医療機関」という。))との間で、1年に1回以上、入所者の病状が急変した場合等における対応方法を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。
- 4 軽費老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定す

る第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、軽費老人ホームにおいて新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)が発生した場合等における対応方法について取り決めるよう努めなければならない。

5 軽費老人ホームは、協力医療機関が、第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、軽費老人ホームにおいて新興感染症が発生した場合等における対応方法について協議を行わなければならない。

6 軽費老人ホームは、協力医療機関その他の医療機関に入院した入所者が、退院が可能となった場合においては、当該軽費老人ホームに速やかに入所することができるよう努めなければならない。

第28条第1項中「前条第1項の医療機関」を「協力医療機関」に改め、同条に次の1項を加える。

3 軽費老人ホームは、原則として、第1項に規定する重要事項をインターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならない。(介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部改正)

第8条 介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例(平成30年長野県条例第16号)の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「に規定する医療機関」を「の規定により合意した医療機関(以下「協力医療機関」という。)」に改める。

第33条の見出しを「(協力医療機関等)」に改め、同条第1項中「特定の医療機関」を「次に掲げる医療機関(第3号の医療機関にあっては、病院に限る。)」に改め、「当該医療機関の」を削り、同項に次の各号を加える。

(1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保している医療機関

(2) 当該介護医療院から入所者のための診療を求められた場合において診療を行う体制を、常時確保している医療機関

(3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護医療院の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保している医療機関

第33条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

2 介護医療院は、協力医療機関との間で、1年に1回以上、入所者の病状が急変した場合等における対応方法を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。

3 介護医療院は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、介護医療院において新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)が発生した場合等における対応方法を取り決めるよう努めなければならない。

4 介護医療院は、協力医療機関が、第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、介護医療院において新興感染症が発生した場合等における対応方法について協議を行わなければならない。

5 介護医療院は、協力医療機関その他の医療機関に入院した入所者が、退院が可能となった場合においては、当該介護医療院に速やかに入所することができるよう努めなければならない。

第34条第1項中「前条第1項の医療機関」を「協力医療機関」に改め、同条に次の1項を加える。

3 介護医療院は、原則として、第1項に規定する重要事項をインターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならない。

第39条の2の次に次の1条を加える。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会の開催)

第39条の3 介護医療院は、当該介護医療院における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護医療院における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならない。

第41条第2項第2号、第4号及び第7号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第50条に次の1項を加える。

3 ユニット型介護医療院の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

(介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第9条 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例(令和3年長野県条例第10号)の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和9年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(以下「新指定居宅サービス等基準条例」という。)第3条第3項(新指定居宅サービス等基準条例第77条第1項に規定する指定居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。)及び第38条の2(新指定居宅サービス等基準条例第83条において準用する場合に限る。)並びに第2条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(以下「新指定介護予防サービス等基準条例」という。)第3条第3項(新指定介護予防サービス等基準条例第74条第1項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。)及び第48条の10の2(新指定介護予防サービス等基準条例第78条において準用する場合に限る。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新指定居宅サービス等基準条例第81条及び新指定介護予防サービス等基準条例第76

条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「の重要事項」とあるのは「の重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」と、新指定居宅サービス等基準条例第81条第1号中「まで及び第7号」とあるのは「まで」と、新指定介護予防サービス等基準条例第76条第1号中「まで及び第8号」とあるのは「まで」とする。

附則第3項を次のように改める。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 3 施行日から令和9年3月31日までの間における新指定居宅サービス等基準条例第30条の2（新指定居宅サービス等基準条例第83条において準用する場合に限る。）及び新指定介護予防サービス等基準条例第48条の2の2（新指定介護予防サービス等基準条例第78条において準用する場合に限る。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条中介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（以下この項及び次項において「指定居宅サービス等基準条例」という。）第57条第1項、第61条、第65条第2項、第71条、第72条、第74条第2項、第80条、第82条第2項、第120条、第121条及び第124条第2項の改正規定並びに第2条中介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の従業者、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（以下この項及び次項において「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第57条第1項、第60条第2項、第63条及び第69条第2項の改正規定、第72条の改正規定（同条第1号に係る部分を除く。）並びに第77条第2項、第80条、第102条第2項及び第105条の改正規定は同年6月1日から、第1条中指定居宅サービス等基準条例第32条に1項を加える改正規定及び第213条の改正規定、第2条中指定介護予防サービス等基準条例第48条の4に1項を加える改正規定及び第192条の改正規定、第3条中介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例第33条に1項を加える改正規定、第4条中介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例第34条に1項を加える改正規定、第7条中軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第28条に1項を加える改正規定並びに第8条中介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例第34条に1項を加える改正規定は令和7年4月1日から施行する。

（身体拘束等の適正化に係る経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の指定居宅サービス等基準条例（次項及び附則第4項において「新指定居宅サービス等基準条例」という。）第131条第6項、第147条第8項、第163条第6項及び第174条第8項並びに第2条の規定による改正後の指定介護予防サービス等基準条例（以下「新指定介護予防サービス等基準条例」という。）第112条第3項（新指定介護予防サービス等基準条例第145条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会の開催に係る経過措置）

- 3 施行日から令和9年3月31日までの間における新指定居宅サービス等基準条例第141条の2（新指定居宅サービス等基準条例第171条及び第193条において準用する場合を含む。）、新指定介護予防サービス等基準条例第115条の2（新指定介護予防サービス等基準条例第145条及び第169条において準用する場合を含む。）、第3条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（附則第5項において「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。）第39条の3、第4条の規定による改正後の介護老人保健施設の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（附則第5項において「新介護老人保健施設基準条例」という。）第39条の3、第6条の規定による改正後の特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（附則第5項において「新特別養護老人ホーム基準条例」という。）第32条の3及び第8条の規定による改正後の介護医療院の従業者、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（附則第5項において「新介護医療院基準条例」という。）第39条の3の規定の適用については、これらの規定中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

（口腔衛生の管理に係る経過措置）

- 4 施行日から令和9年3月31日までの間における新指定居宅サービス等基準条例第186条の2及び新指定介護予防サービス等基準条例第162条の2の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

（協力医療機関との連携に関する経過措置）

- 5 施行日から令和9年3月31日までの間における新指定介護老人福祉施設基準条例第32条第1項、新介護老人保健施設基準条例第33条第1項、第5条の規定による改正後の養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第24条第1項、新特別養護老人ホーム基準条例第28条第1項及び新介護医療院基準条例第33条第1項の規定の適用については、これらの規定中「しておかなければ」とあるのは、「しておくよう努めなければ」とする。

旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例を廃止する条例をここに公布します。

令和6年3月21日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第15号

旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例を廃止する条例

旧介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第54号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

介護支援課

長野県立総合リハビリテーションセンター条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

令和6年3月21日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第16号

長野県立総合リハビリテーションセンター条例等の一部を改正する条例

（長野県立総合リハビリテーションセンター条例等の一部改正）

第1条 次に掲げる条例の規定中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

- 長野県立総合リハビリテーションセンター条例（昭和49年長野県条例第31号）第7条
- 長野県流域下水道条例（昭和54年長野県条例第11号）第9条
- 長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例（昭和41年長野県条例第59号）第6条（昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正）

第2条 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例（平成元年長野県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第243条の2の2」を「第243条の2の8」に改める。

（知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正）

第3条 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年長野県条例第4号）の一部を次のように改正する。

本則中「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に改める。

別表の備考の1中「第173条第1項第1号」を「第173条の4第1項第1号」に改め、同備考の2中「第173条第1項第2号」を「第173条の4第1項第2号」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

コンプライアンス・行政経営課
障がい者支援課
生活排水課
経営推進課

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和6年3月21日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第17号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業者等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第60号）の一部を次のように改正する。

目次中「第99条の5」を「第99条の6」に、「第9章 生活訓練」を

「第4節 病院等基準該当機能訓練（第102条の2—第102条の4）」に、
第9章 生活訓練

「第10章 就労移行支援（第109条・第110条）」を「第9章の2 就労選択支援（第108条の2—第108条の4）」に、
第10章 就労移行支援（第109条・第110条）」に、

「第118条の18」を「第118条の17」に改める。

第3条第1項中「及び重度障害者等包括支援」を「、重度障害者等包括支援及び就労選択支援」に改める。

第6条中「同一敷地内にある他」を「当該指定居宅介護等事業所以外」に改める。

第24条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その者の意思決定の支援に配慮しなければならないこと。

第25条第2項中「交付」を「当該利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又はその保護者に対して法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援を行う者（第78条第2項において「指定特定相談支援事業者等」という。）に交付」に改める。

第29条に次の1項を加える。

4 サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定を尊重し、利用者が自ら意思を決定することが困難である場合には、その者の意思決定の支援が適切に行われるよう努めなければならない。

第46条第3項中「（昭和22年法律第164号）」を削る。

第52条第1項中「、「同一敷地内にある他の」とあるのは「当該事業所以外の」と」を削る。

第53条第1項第3号中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第55条第1項中「、「同一敷地内にある他の」とあるのは「当該事業所以外の」と」を削る。

第55条の5第2号中「第99条の4第2号」を「第99条の5第2号」に改め、同条第3号中「第99条の4第3号」を「第99条の5第3号」に改め、同条第4号中「第99条の4第4号」を「第99条の5第4号」に改める。

第64条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定短期入所事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第68条第1項中「、「同一敷地内にある他の」とあるのは「当該指定短期入所事業所以外の」と」を削る。

第77条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第78条第2項中「交付」を「当該利用者及びその同居の家族並びに指定特定相談支援事業者等に交付」に改める。

第80条第1項中「第28条」の次に「、第29条第4項」を加える。

第98条第1項第2号中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第99条第1項中「、「同一敷地内にある他の」とあるのは「当該事業所以外の」と」を削り、同条第2項中「同条第7項」を「同条第8項」に改める。

第99条の5中「前2条」を「前3条」に改め、第8章第2節中同条を第99条の6とし、第99条の4を第99条の5とし、第99条の3の次に次の1条を加える。

（指定通所リハビリテーション事業者が行う共生型機能訓練の事業の基準）

第99条の4 指定通所リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準条例第117条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。第101条第1号において同じ。）が行う共生型機能訓練の事業の従業者、設備及び運営の基準は、次のとおりとする。

(1) 指定通所リハビリテーション事業所（指定居宅サービス等基準条例第117条第1項に規定する指定通所リハビリテーションをいう。次号において同じ。）の従業者の員数が、規則で定める数以上であること。

(2) 指定通所リハビリテーション事業所の指定居宅サービス等基準条例第118条第1項に規定する専用の部屋等が、規則で定める面積以上であること。

(3) 利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定機能訓練事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第100条第1項中「第122条第2号」を「第102条の2第1項に規定する病院等基準該当機能訓練及び第122条第2号」に改める。

第101条第1号中「であって」を「又は指定通所リハビリテーション事業者であって」に、「又は指定地域密着型通所介護」を「、指定地域密着型通所介護又は指定居宅サービス等基準条例第116条に規定する指定通所リハビリテーション」に改める。

第8章第3節の次に次の1節を加える。

第4節 病院等基準該当機能訓練

（定義）

第102条の2 この条例において「病院等基準該当機能訓練」とは、地域において機能訓練が提供されていないことなどにより機能訓練を受けることが困難な障害者に対して病院又は診療所が行う機能訓練に係る基準該当障害福祉サービスをいう。

2 この条例において「病院等基準該当機能訓練事業者」とは、病院等基準該当機能訓練の事業を行う者をいう。

(病院等基準該当機能訓練の基準)

第102条の3 病院等基準該当機能訓練の事業の従業者、設備及び運営の基準は、次のとおりとする。

(1) 規則で定める病院又は診療所であること。

(2) 病院等基準該当機能訓練を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定機能訓練事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第102条の4 前条に定めるもののほか、病院等基準該当機能訓練の事業の運営の基準は、第99条第1項において準用する第20条に定めるところによる。この場合における同条の規定の適用については、同条中「指定居宅介護等事業者」とあるのは、「病院等基準該当機能訓練事業者」とする。

第105条第1項中「、「同一敷地内にある他の」とあるのは「当該事業所以外の」とを削り、同条第2項中「同条第7項」を「同条第8項」に改める。

第9章の次に次の1章を加える。

第9章の2 就労選択支援

(従業者)

第108条の2 就労選択支援に係る指定障害福祉サービス（以下この項及び第108条の4において「指定就労選択支援」という。）の事業を行う者（次条及び第108条の4において「指定就労選択支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（第3項及び第108条の4において「指定就労選択支援事業所」という。）には、就労選択支援員（指定就労選択支援の提供に当たる者として規則で定めるものをいう。次項及び第3項において同じ。）を置かなければならない。

2 就労選択支援員の員数の基準は、規則で定める。

3 指定就労選択支援事業所の就労選択支援員は、専ら当該指定就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(指定就労選択支援事業者の要件)

第108条の3 指定就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると知事が認めるものでなければならない。

(準用)

第108条の4 第6条、第8条から第19条まで、第22条、第27条、第32条の2、第34条から第40条まで、第49条、第51条（第2項第1号を除く。）及び第104条の2の規定は、指定就労選択支援の事業、指定就労選択支援事業者及び指定就労選択支援事業所について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「第108条の4第2項において準用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例第35条に規定する運営規程（第34条第1項において「運営規程」という。）」と、「その他の」とあるのは「第108条の4第2項において準用する同条例第48条の医療機関その他の」と、第51条第2項第2号中「前条第1項」とあるのは「第108条の4第1項において準用する第18条第1項」と、同項第3号中「第49条」とあるのは「第108条の4第1項において準用する第49条」と、同項第4号中「次条第1項」とあるのは「第108条の4第1項」と、同項第5号中「第38条第2項」とあるのは「第108条の4第1項において準用する第38条第2項」と、同項第6号中「第39条第2項」とあるのは「第108条の4第1項において準用する第39条第2項」と読み替えるものとする。

2 障害福祉サービス事業基準条例第8条、第16条、第19条、第24条、第25条、第26条、第31条、第35条、第37条、第42条、第43条、第44条、第45条、第47条及び第48条の規定は、指定就労選択支援の事業、指定就労選択支援事業者及び指定就労選択支援事業所について準用する。この場合において、これらの規定（障害福祉サービス事業基準条例第25条第3項を除く。）中「職員」とあるのは「従業者」と、障害福祉サービス事業基準条例第16条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と、障害福祉サービス事業基準条例第24条第2項中「この章」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第9章の2」と、障害福祉サービス事業基準条例第25条第3項中「職員」とあるのは「従業者及び管理者」と、障害福祉サービス事業基準条例第35条第3号中「利用者」とあるのは「指定障害福祉サービス事業等基準条例第2条第1項第4号の支給決定障害者」と読み替えるものとする。

第110条第1項中「、「同一敷地内にある他の」とあるのは「当該事業所以外の」とを削り、同条第2項中「第65条」を「第65条の2」に、「同条第7項」を「同条第8項」に改める。

第113条第1項中「、「同一敷地内にある他の」とあるのは「当該事業所以外の」とを削り、同条第2項中「第65条」の次に「、第65条の2」を加える。

第114条第1項中「及び第111条」を「、第111条及び第112条の2第5項」に改め、「、「同一敷地内にある他の」とあるのは「当該事業所以外の」とを削り、「読み替える」を「、第112条の2第5項中「賃金及び第3項」とあるのは「第3項」と読み替える」に改め、同条第2項中「第52条」の次に「、第65条の2」を加える。

第118条の2中「第5条第15項」を「第5条第16項」に改める。

第118条の5に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定を尊重し、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、その者の意思決定の支援が適切に行われるよう努めなければならない。

第118条の6中「過去3年間において平均1人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている」を削り、「指定障害福祉サービス事業者」の次に「であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの又は障害者の雇用の促進等に関する法律第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センター」を加える。

第118条の12第1項中「、「同一敷地内にある他の」とあるのは「当該事業所以外の」とを削る。

第118条の14第1項中「第118条の18」を「第118条の17」に改める。

第118条の15を削る。

第118条の16の見出し中「訪問」を「訪問等」に改め、同条中「おおむね週に1回以上」を「定期的に」に改め、同条を第118条の15とし、第118条の17を第118条の16とする。

第118条の18第1項中「、「同一敷地内にある他の」とあるのは「当該事業所以外の」とを削り、「第118条の18第1項」を「第118条の17第1項」に、「第118条の18第2項」を「第118条の17第2項」に改め、同条第2項中「同条第7項」を「同条第8項」に改め、同条を第118条の17とする。

第119条中「又は食事」を「若しくは食事」に、「行う」を「行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき、当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助その他当該日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行う」に改める。

第120条の3第6項中「第120条の13」を「第120条の14」に改める。

第120条の4第3項中「援助を」を「援助を行い、又はこれに併せて居宅における自立した日常生活への移行後の定着に必要な援助を」に改める。

第120条の6中第5項を第6項とし、第2項から第4項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定共同生活援助事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第120条の7に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定を尊重し、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、その者の意思決定の支援が適切に行われるよう努めなければならない。

第120条の14に次の2項を加える。

3 指定共同生活援助事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、指定共同生活援助事業所において新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）が発生した場合等における対応方法について取り決めるよう努めなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、第1項の規定により合意した医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、指定共同生活援助事業所において新興感染症が発生した場合等における対応方法について協議を行わなければならない。

第120条の14を第120条の15とし、第120条の8から第120条の13までを1条ずつ繰り下げ、第120条の7の次に次の1条を加える。
（地域との連携等）

第120条の8 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（次項において「地域連携推進会議」という。）を設置し、おおむね1年に1回以上、当該協議会に対し、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前3項の規定は、指定共同生活援助事業者がその提供する指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。

第121条第1項中「第120条の10」を「第120条の11」に、「第120条の14第1項」を「第120条の15第1項」に改め、同条第2項中「、「第31条」を削り、「第13章」を「第15章」に改める。

第121条の2中「入浴」を「相談、入浴」に、「又は」を「若しくは」に、「から」を「又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助から」に改める。

第121条の3中「援助及び」を「援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助及び」に改める。

第122条第1号中「、指定医療型児童発達支援（指定通所支援基準条例第54条に規定する指定医療型発達支援をいう。）」を削る。
（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第2条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第61号）の一部を次のように改正する。

第16条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第17条第8項中「第4項から第6項」を「第5項から第7項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「同意を得」を「同意を得るとともに、当該利用者又は障害児の保護者に対して法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援を行う者に当該療養介護計画を交付し」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「療養介護の」を「利用者及び当該利用者に対する療養介護の」に、「当該」を「当該利用者の生活に対する意向等を確認するとともに、当該」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、第2項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 サービス管理責任者は、前項の規定による把握に当たっては、利用者が自ら意思を決定することが困難である場合には、その者の意思決定の支援を適切に行うため、その者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第18条に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定を尊重し、利用者が自ら意思を決定することが困難である場合には、その者の意思決定の支援が適切に行われるよう努めなければならない。

第38条第1項第4号及び第51条第1項第3号中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第53条第1項中「第61条第1項」を「第60条の2」に改める。

第54条及び第59条中「同条第7項」を「同条第8項」に改める。

第60条の次に次の1条を加える。

（規模）

第60条の2 就労移行支援の事業を行う者（以下この章において「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「就労移行支援事業所」という。）は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

第61条第1項中「就労移行支援の事業を行う者（以下この章において「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「就労移行支援事業所」という。）」を「就労移行支援事業所」に改める。

第66条第1項中「から第37条まで」を「、第35条、第37条」に、「同条第7項」を「同条第8項」に、「第61条第1項」を「第60条の2」に改める。

第84条第2項中「（昭和22年法律第164号）」及び「、医療型児童発達支援（同条第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。）の事業」を削る。

第3条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 生活訓練（第55条—第59条）」を

「第5章 生活訓練（第55条—第59条）」

に改める。

第5章の2 就労選択支援（第59条の2—第59条の8）」

第17条第7項中「行う者」の次に「（第59条の6第3項及び第4項において「指定特定相談支援事業者等」という。）」を加える。

第43条の2第2項中「）第118条の2」を「。以下この項及び第59条の5において「指定障害福祉サービス事業等基準条例」という。）

第118条の2」に、「同条例」を「指定障害福祉サービス事業等基準条例」に改める。

第5章の次に次の1章を加える。

第5章の2 就労選択支援

（基本方針）

第59条の2 就労選択支援の事業は、就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者に対して、それらの者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに法第5条第13項に規定する主務省令で定める事項の整理（以下「評価等」という。）を行い、又はこれに併せて、それらの者に対して、当該評価等の結果に基づき、同項に規定する主務省令で定める便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

（規模）

第59条の3 就労選択支援の事業を行う者（以下この章において「就労選択支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「就労選択支援事業所」という。）は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(職員)

第59条の4 就労選択支援事業所には、次に掲げる職員を置かなければならない。

(1) 管理者

(2) 就労選択支援員（就労選択支援の提供に当たるものとして規則で定めるものをいう。第4項において同じ。）

2 前項各号に掲げる職員の員数の基準は、規則で定める。

3 管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労選択支援事業所の管理上支障がない場合は、当該就労選択支援事業所の他の業務に従事し、又は当該就労選択支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。

4 就労選択支援事業所の就労選択支援員は、専ら当該就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

(就労選択支援事業者の要件)

第59条の5 就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者（指定障害福祉サービス事業等基準条例第2条第1項第2号に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。次条第2項において同じ。）であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有するものでなければならない。

(評価等の実施)

第59条の6 就労選択支援事業者は、利用者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、評価等を行うものとする。

2 障害者就業・生活支援センターその他の機関が評価等と同様の評価及び整理を実施した場合には、就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、評価等の実施に代えることができる。この場合において、就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、評価等の結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 就労選択支援事業者は、評価等の結果の取りまとめを行うに当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議を開催し、当該利用者の就労に関する意向を確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

4 就労選択支援事業者は、評価等の結果の取りまとめを行った際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

(関係機関との連絡調整等の実施)

第59条の7 就労選択支援事業者は、評価等の結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に係る情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならない。

(準用)

第59条の8 第5条、第8条、第9条（第2項第1号を除く。）、第13条から第16条まで、第19条、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条、第35条、第37条、第40条、第42条、第43条及び第44条から第48条までの規定は、就労選択支援の事業、就労選択支援事業者及び就労選択支援事業所について準用する。この場合において、第9条第2項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第59条の8において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第59条の8において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第59条の8において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と読み替えるものとする。

第60条中「第5条第13項」を「第5条第14項」に改める。

第65条の次に次の1条を加える。

(就労選択支援に関する情報提供)

第65条の2 就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

第80条中「及び第52条」を「、第52条及び第65条の2」に改める。

第83条中「第52条」の次に「、第65条の2」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条中障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（次項において「指定障害福祉サービス事業等基準条例」という。）目次の改定規定（「第10章 就労移行支援（第109条・第110条）」を「第9章の2 就労選択支援（第108条の2—第108条の4）」に改める部分に限る。）、第3条第1項の改正規定、第9章の次に1章第10章 就労移行支援（第109条・第110条）」を加える改正規定、第110条第2項の改正規定（「第65条」を「第65条の2」に改める部分に限る。）並びに第113条第2項、第114条

第2項及び第118条の2の改正規定並びに第3条の規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の指定障害福祉サービス事業等基準条例第120条の8の規定の適用については、同条第2項及び第3項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、同条第4項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

障がい者支援課

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和6年3月21日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第18号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

- 第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第62号）の一部を次のように改正する。

第24条中「から第45条まで」を「、第44条」に、「に」と、「を」を「に」と、障害者支援施設基準条例第17条第3項中「するよう努めなければならない」とあるのは「しなければならない」と、「に」、「同条第7項」を「同条第5項及び第6項中「第19条の3第1項」とあるのは「第24条で準用する障害者支援施設基準条例第19条の3第1項」と、同条第8項」に、「」を「）」と、第19条の3第2項中「第18条第6項」とあるのは「第24条で準用する障害者支援施設基準条例第18条第6項」に改める。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

- 第2条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第63号）の一部を次のように改正する。

目次中「第45条」を「第44条」に、「第46条」を「第45条」に改める。

第3条に次の2項を加える。

- 4 障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、その者の地域生活における生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業（法第5条第18項に規定する一般相談支援事業をいう。次項及び第19条の3第3項において同じ。）若しくは特定相談支援事業（法第5条第18項に規定する特定相談支援事業をいう。次項及び第19条の3第3項において同じ。）を行う者と連携を図りつつ、当該利用者の希望に沿って地域生活における生活への移行に向けた措置を講じなければならない。

- 5 障害者支援施設は、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等（法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下この項及び第19条の3第1項において同じ。）の利用状況等を把握するとともに、その者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、その者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

第11条第1項第4号のウ及び同項第5号のイ中「又は作業療法士」を「、作業療法士及び言語聴覚士」に改める。

第17条中第6項を第7項とし、第3項から第5項を1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

第18条第8項中「第4項から第6項」を「第5項から第7項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「同意を得」を「同意を得るとともに、当該利用者に対して法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援を行う者に当該施設障害福祉サービス計画を交付し」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「当たっては、」の次に「利用者及び当該利用者に対する」を加え、「を招集」を「（第19条の3第1項の地域移行等意向確認担当者を含む。）を招集」に、「当該」を「当該利用者の生活に対する意向等を確認するとともに、当該」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、第2項」に、「において」を「において、第19条の3第1項の地域移行等意向確認担当者が把握した利用者の地域生活における生活への移行に関する意向等を踏まえて支援内容を検討するものとし」に改め、同項

を同条第5項とし、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 サービス管理責任者は、前項の規定による把握に当たっては、利用者が自ら意思を決定することが困難である場合には、その者の意思決定の支援を適切に行うため、その者の意思及び嗜好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第19条に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定を尊重し、利用者が自ら意思を決定することが困難である場合には、その者の意思決定の支援が適切に行われるよう努めなければならない。

第19条の次に次の2条を加える。

(地域との連携等)

第19条の2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民等と協力し、その自発的活動と連携することなどにより、地域との交流を図らなければならない。

2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設入所支援について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会(次項において「地域連携推進会議」という。)を設置し、おおむね1年に1回以上、当該協議会に対し、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 障害者支援施設は、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。

4 障害者支援施設は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前3項の規定は、障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。

(地域移行等意向確認担当者の選任等)

第19条の3 障害者支援施設は、利用者の地域生活における生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該障害者支援施設以外における障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認(以下この条において「地域移行等意向確認等」という。)を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。

2 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、適切な方法により、利用者の有する能力、その置かれている環境、その日常生活全般の状況等を踏まえた、その者の希望する生活及び課題等の把握の際に、地域移行等意向確認等において把握して又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第18条第6項に規定する会議に報告しなければならない。

3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域生活における生活への移行前の障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活における生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

第39条に次の2項を加える。

3 障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、障害者支援施設において新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)が発生した場合等における対応方法について取り決めるよう努めなければならない。

4 障害者支援施設は、第1項の規定により合意した医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、障害者支援施設において新興感染症が発生した場合等における対応方法について協議を行わなければならない。

第43条を削り、第44条を第43条とし、第45条を第44条とし、第3章中第46条を第45条とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間における第3条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例(以下この項及び次項において「新障害者支援施設基準条例」という。)第19条の2(第1条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(次項において「新指定障害者支援施設基準条例」という。)第24条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新障害者支援施設基準条例第19条の2第2項及び第3項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、同条第4項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。

3 この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における新障害者支援施設基準条例第19条の3(新指定障害者支援施設基準条例第24条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新障害者支援施設基準条例第19条の3第1項中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」と、同条第2項中「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」とする。

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

令和6年3月21日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第19号

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第66号)の一部を次のように改正する。

目次中「医療型児童発達支援(第54条―第57条)」を「削除」に改める。

第2条第1項第1号中「第6条の2の2第9項」を「第6条の2の2第8項」に改める。

第4条中「指導及び訓練」を「支援をし、又はこれに併せて治療(上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対して行われるものに限る。以下同じ。)」に改める。

第6条第3項を次のように改める。

3 前2項に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、医療法(昭和23年法律第205号)に規定する診療所として必要とされる数の従業者を置かなければならない。

第6条第4項を削り、同条第5項中「前各項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「から第4項まで」を「及び第2項」に改め、同項を同条第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

6 第3項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合には、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

第6条第7項中「前項」を「前2項」に改める。

第7条中「同一敷地内にある他」を「当該指定児童発達支援事業所以外」に改める。

第9条第1項第1号を次のように改める。

(1) 発達支援室

第9条第2項中「指導訓練室には、訓練」を「発達支援室には、支援」に改める。

第10条第1項ただし書を削り、同項第1号を次のように改める。

(1) 発達支援室

第10条第1項中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 静養室

第10条第2項を次のように改める。

2 指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、前項に規定する設備(医務室を除く。)に加えて、医療法に規定する診療所として必要とされる設備を設けなければならない。

第10条第4項中「併せて」を「同項に規定する設備を除き、併せて」に改める。

第11条中「にあって」を「(児童発達支援センターであるものを除く。)にあって」に改める。

第23条第3項中「の支給」を「又は肢体不自由児通所医療費の支給」に、「の額」を「又は肢体不自由児通所医療費の額」に改める。

第24条中「指定障害児通所支援事業者等(法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者等をいう。以下この条において同じ。)」を「指定障害児通所支援事業者」に、「指定障害児通所支援事業者等に」を「指定障害児通所支援事業者に」に改める。

第25条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(取扱方針)」を付し、同条第1項中「次条第1項」を「第26条第1項」に改め、同条第5項中「評価及び改善の内容を」を「規定により自ら行った評価の結果及び保護者評価の結果並びに同項に規定する改善の内容を保護者に示すとともに、」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項中「自ら」を「指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上で、自ら」に、「を受けて」を「(次項において「保護者評価」という。)を受けて」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項を同条第5項とし、同項の前に次の1項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援(治療に係る部分を除く。以下同じ。)の提供に当たっては、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援の確実な提供並びに次項に規定する指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、心身の健康等に関する分野を含む総合的な支援を行わなければならない。

第25条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするため、障害児及びその通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう配慮しなければならない。

第25条の次に次の2条を加える。

第25条の2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに前条第4項に規定する分野との関連性を明確にした指定児

児童発達支援の実施に関する計画を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(障害児の地域社会への参加及び包摂の推進)

第25条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加及び包摂の推進に努めなければならない。

第26条第4項中「適切」を「障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう適切」に改め、同項第4号中「提供する」を「第25条第4項に規定する分野との関連性及び障害児の地域社会への参加及び包摂の観点を踏まえた」に改め、同条第5項中「当たっては」の次に「、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で」を加え、同条第6項中「同意を得」を「同意を得るとともに、当該通所給付決定保護者に対して法第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援を提供する者に当該児童発達支援計画を交付し」に改める。

第27条に次の1項を加える。

2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

第29条の見出しを「(支援)」に改め、同条第1項及び第3項から第5項までの規定中「指導、訓練等」を「支援」に改める。

第34条中「又は特例障害児通所給付費」を「若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費」に改める。

第38条中「指導訓練室」を「発達支援室」に改める。

第39条の2第3項中「保護者」を「通所給付決定保護者」に改める。

第41条中「は、」を「(治療を行うものを除く。)は、」に改める。

第48条第1項中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改める。

第53条の3第1項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第2項中「指導訓練」を「発達支援」に、「訓練に」を「支援に」に改める。

第3章を次のように改める。

第3章 削除

第54条から第57条まで 削除

第58条中「必要な訓練」を「必要な支援」に、「指導及び訓練」を「支援」に改める。

第60条の7中「第29条」を「第25条の2まで、第26条から第29条」に、「、第48条、第49条」を「から第49条まで」に、「第27条」を「同条第4項第4号中「第25条第4項に規定する分野との関連性及び障害児の地域社会への参加及び包摂の観点」とあるのは「第25条第4項に規定する分野との関連性」と、第27条第1項」に、「同条第1号」を「同項第1号」に改め、「おいて準用する前条」との次に「、第47条第1項中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」と」を加える。

第65条中「第25条第1項から第3項まで、第26条」を「第25条(第4項を除く。)、第25条の3」に、「、第48条、第49条」を「から第49条まで」に、「あるのは、」を「あるのは」に、「第26条中」を「同条第6項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設(以下「訪問先施設」という。)による評価(第7項において「訪問先施設評価」という。)を受けて」と、同項第5号中「その保護者」とあるのは「その保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第7項中「及び保護者評価」とあるのは「、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に」とあるのは「保護者及び訪問先施設に」と、第26条中」に、「第27条」を「同条第4項第4号中「第25条第4項に規定する分野との関連性及び障害児の地域社会への参加及び包摂の観点」とあるのは「障害児の地域社会への参加及び包摂の観点」と、同条第5項中「担当者等を」とあるのは「担当者、当該障害児に係る訪問先施設の担当者等を」と、第27条第1項」に、「同条第1号」を「同項第1号」に改め、「体制」との次に「、第47条第1項中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」と」を加える。

第66条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

(児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第2条 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第67号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「。」を「。)及び障害児(15歳以上のものに限る。)が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第1項に規定する障害福祉サービス(以下「障害福祉サービス」という。)その他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な事項を定めた計画(以下「移行支援計画」という。))」に改め、同条第3項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第1項に規定する障害福祉サービス(第45条において「」及び「」という。))」を削る。

第4条第2項第1号中「第6条の2の2第3項」を「第6条の2の2第2項」に改め、同項第3号中「心理指導」を「心理支援」に改める。

第5条第2項第2号のイを次のように改める。

イ 支援室

第5条第2項第3号のイを次のように改める。

イ 支援室

第5条第2項第4号のア及びイを次のように改める。

ア 支援室

イ 屋外遊戯場

第19条第4項を同条第6項とし、同条第3項を同条第5項とし、同条第2項を同条第4項とし、同条第1項中「に基づき」を「及び移行支援計画に基づき」に改め、同項の次に次の2項を加える。

2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児ができる限り良好な家庭的環境において指定入所支援を受けることができるよう努めなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにするため、障害児及びその入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう配慮しなければならない。

第20条第4項中「適切」を「障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう適切」に改め、同条第5項中「当たっては」の次に「、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(移行支援計画)

第20条の2 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に移行支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画を作成しようとするときは、適切な方法により、障害児の有する能力、その置かれている環境、その日常生活全般の状況等を踏まえて、その者に対する支援を適切に行うことができるよう、その者及びその入所給付決定保護者の希望する生活並びに当該障害児に係る課題等の把握を行わなければならない。

3 児童発達支援管理責任者は、前項の規定により把握した障害児及びその入所給付決定保護者の希望する生活並びに課題等の内容に基づき、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な支援内容を検討して、次に掲げる事項を記載した移行支援計画を作成しなければならない。

(1) 障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営み、自立した日常生活又は社会生活へと移行できるよう支援する上で必要な取組

(2) 当該支援を提供する上での留意事項

(3) その他必要な事項

4 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画に基づきサービスを提供している間、その実施状況の把握及び第2項の規定による把握を行い、少なくとも半年ごとに移行支援計画を見直し、必要に応じてその変更を行うものとする。この場合において、これらの把握に当たっては、障害児に係る入所給付決定保護者との連絡を継続的に行うとともに、原則として、当該障害児及びその入所給付決定保護者に対し定期的に面接をして、その趣旨について十分に説明をし、その理解を得た上でを行い、その把握した結果を記録しなければならない。

5 前条第3項、第5項及び第6項の規定は、移行支援計画の作成について準用する。

6 前条第3項、第5項及び第6項並びに第3項の規定は、移行支援計画の変更について準用する。

第21条中「前条」を「前2条」に改め、同条に次の1項を加える。

2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

第24条の見出しを「(支援)」に改め、同条第1項及び第3項から第5項までの規定中「指導、訓練等」を「支援」に改める。

第45条第1項中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改める。

第50条第2項第1号を次のように改める。

(1) 入所支援計画及び移行支援計画

第51条第2項第1号中「心理指導」を「心理支援」に改める。

第52条第1項第2号を次のように改める。

(2) 支援室

第52条第2項第2号のアを次のように改める。

ア 屋外遊戯場

第52条第2項第2号のウ中「指導」を「支援」に改める。

(児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第3条 児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第69号)の一部を次のように改正する。

目次中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に、「医療型児童発達支援センター(第85条―第88条)」を「削除」に改める。

第1条第2項中「指導」を「指導又は支援」に改める。

第67条第3項第2号を次のように改める。

(2) 支援室

第67条第4項第2号を次のように改める。

(2) 支援室

第67条第5項中「のある」を「(法第6条の2の2第2項に規定する肢体不自由をいう。以下同じ。)のある」に改め、同項第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 支援室

(2) 屋外遊戯場

第68条第6項中「心理指導を」を「心理支援を」に、「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改め、同条第7項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改める。

第77条第1項第2号を次のように改める。

(2) 支援室

第77条第3項第1号を次のように改める。

(1) 屋外遊戯場

第77条第3項第3号中「指導」を「支援」に改める。

第78条第3項第3号中「心理指導」を「心理支援」に改める。

第10章の章名を次のように改める。

第10章 児童発達支援センター

第81条第1項中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 発達支援室

(2) 遊戯室

(3) 屋外遊戯場 (付近に屋外遊戯場に代わるべき場所がある場合を除く。)

(4) 医務室

(5) 相談室

(6) 調理室

(7) 便所

(8) 静養室

(9) 児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等

第81条第2項を次のように改める。

2 前項各号に掲げるもののほか、児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けなければならない。

第81条第3項及び第4項を削り、同条第5項中「前各項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とする。

第82条第1項中「福祉型児童発達支援センター(主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。以下この項において同じ。)」を「児童発達支援センター」に、「福祉型児童発達支援センターに」を「児童発達支援センターに」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 前項に規定する職員(嘱託医を除く。)のほか、児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、医療法に規定する診療所として必要な職員を置かなければならない。

3 児童発達支援センターの嘱託医は、精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者でなければならない。

第82条第4項を削り、同条第5項中「から第3項まで」を「及び第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「第86条第2項において同じ。」を削り、「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項を同条第5項とする。

第82条の次に次の1条を加える。

(心理学的及び精神医学的診査)

第82条の2 児童発達支援センターにおいて障害児に対して行う心理学的及び精神医学的診査は、児童の福祉に有害な実験にわたってはならない。

第83条中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改める。

第84条中「、第73条、第74条及び第75条第1項」を「及び第73条」に、「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、「、第74条中「入所させる」とあるのは「通わせる」と、第75条第1項中「盲ろうあ児を入所させる」とあるのは「難聴児を通わせる」と、「盲ろうあ」とあるのは「難聴の」とを削る。

第11章を次のように改める。

第11章 削除

第85条から第88条まで 削除

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条中児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者、設備及び運営の基準に関する条例(次項及び附則第4項において「指定通所支援基準条例」という。)第48条第1項の改正規定及び第2条中児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例第45条第1項の改正規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第104号)附則第1条第4号に掲げる規定の施

行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。以下「一部改正法」という。）附則第4条第1項の規定により一部改正法第2条の規定による改正後の児童福祉法（以下「新児童福祉法」という。）第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、第1条の規定による改正後の指定通所支援基準条例（以下「新指定通所支援基準条例」という。）第6条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。
- 3 一部改正法附則第4条第1項の規定により新児童福祉法第21条の5の3第1項の指定をうけたものとみなされているものについては、新指定通所支援基準条例第10条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
- 4 この条例の施行の際現に指定を受けている第1条の規定による改正前の指定通所支援基準条例（次項において「旧指定通所支援基準条例」という。）第6条第3項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第4項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、新指定通所支援基準条例第6条及び第11条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。
- 5 この条例の施行の際現に指定を受けている旧指定通所支援基準条例第6条第3項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第4項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、新指定通所支援基準条例第10条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
- 6 新指定通所支援基準条例第25条の2（新指定通所支援基準条例第60条の7において準用する場合を含む。）の規定の適用については、令和7年3月31日までの間、新指定通所支援基準条例第25条の2中「公表しなければ」とあるのは、「公表するよう努めなければ」とする。
- 7 一部改正法附則第11条の規定により新児童福祉法第43条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされているものについては、第3条の規定による改正後の児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（以下「新児童福祉施設基準条例」という。）第81条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
- 8 一部改正法附則第11条の規定により新児童福祉法第43条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされているものについては、新児童福祉施設基準条例第82条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。
- 9 この条例の施行の際現に設置している第3条の規定による改正前の児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（次項において「旧児童福祉施設基準条例」という。）第81条第2項に規定する主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び同条第4項に規定する主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターについては、新児童福祉施設基準条例第81条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
- 10 この条例の施行の際現に設置している旧児童福祉施設基準条例第81条第2項に規定する主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び同条第4項に規定する主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターについては、新児童福祉施設基準条例第82条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。

障がい者支援課

公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和6年3月21日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第20号

公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準に関する条例の一部を改正する条例

公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準に関する条例（昭和41年長野県条例第49号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の(19)中「10歳」を「7歳」に改める。

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

食品・生活衛生課

長野県環境保全研究所試験検査手数料条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和6年3月21日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第21号

長野県環境保全研究所試験検査手数料条例の一部を改正する条例

長野県環境保全研究所試験検査手数料条例（昭和23年長野県条例第76号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

長野県環境及び保健衛生関係試験研究機関試験検査手数料徴収条例

第1条中「に医薬品その他衛生上に関係ある物品の」を「及び長野県諏訪湖環境研究センターにおいて行う」に改める。

別表中	「	6,000円	「	6,400円	に改める。
	2,000円以上16,000円以下の範囲内で知事が定める額	6,000円	2,100円以上18,000円以下の範囲内で知事が定める額	6,400円	
	4,900円以上20,000円以下の範囲内で知事が定める額	6,000円	4,400円以上20,000円以下の範囲内で知事が定める額	6,400円	
	8,100円以上15,000円以下の範囲内で知事が定める額	6,000円	8,100円以上16,000円以下の範囲内で知事が定める額	6,400円	
	2,800円	2,800円	2,900円	2,900円	
	4,800円	4,800円	5,000円	5,000円	
	3,600円	3,600円	4,800円	4,800円	
	4,700円	4,700円	5,900円	5,900円	
	7,500円	7,500円	8,300円	8,300円	
	3,300円以上16,000円以下の範囲内で知事が定める額	3,300円以上16,000円以下の範囲内で知事が定める額	3,400円以上18,000円以下の範囲内で知事が定める額	3,400円以上18,000円以下の範囲内で知事が定める額	
	5,400円以上19,000円以下の範囲内で知事が定める額	5,400円以上19,000円以下の範囲内で知事が定める額	5,400円以上18,000円以下の範囲内で知事が定める額	5,400円以上18,000円以下の範囲内で知事が定める額	
	15,000円	15,000円	17,000円	17,000円	
	2,500円以上12,000円以下の範囲内で知事が定める額	2,500円以上12,000円以下の範囲内で知事が定める額	2,600円以上15,000円以下の範囲内で知事が定める額	2,600円以上15,000円以下の範囲内で知事が定める額	
	8,500円以上17,000円以下の範囲内で知事が定める額	8,500円以上17,000円以下の範囲内で知事が定める額	9,500円以上19,000円以下の範囲内で知事が定める額	9,500円以上19,000円以下の範囲内で知事が定める額	
	15,000円以上23,000円以下の範囲内で知事が定める額	15,000円以上23,000円以下の範囲内で知事が定める額	15,000円以上24,000円以下の範囲内で知事が定める額	15,000円以上24,000円以下の範囲内で知事が定める額	
	33,000円	33,000円	38,000円	38,000円	
	14,000円	14,000円	15,000円	15,000円	
	35,000円	35,000円	34,000円	34,000円	
	71,000円	71,000円	73,000円	73,000円	
	9,900円	9,900円	9,800円	9,800円	
	12,000円	12,000円	13,000円	13,000円	
	3,600円	3,600円	3,500円	3,500円	
	2,600円	2,600円	2,700円	2,700円	
	1,700円以上3,100円以下の範囲内で知事が定める額	1,700円以上3,100円以下の範囲内で知事が定める額	1,700円以上3,300円以下の範囲内で知事が定める額	1,700円以上3,300円以下の範囲内で知事が定める額	
	3,900円	3,900円	3,900円	3,900円	
	10,000円以上18,000円以下の範囲内で知事が定める額	10,000円以上18,000円以下の範囲内で知事が定める額	9,000円以上18,000円以下の範囲内で知事が定める額	9,000円以上18,000円以下の範囲内で知事が定める額	
5,000円以上15,000円以下の範囲内で知事が定める額	5,000円以上15,000円以下の範囲内で知事が定める額	5,600円以上16,000円以下の範囲内で知事が定める額	5,600円以上16,000円以下の範囲内で知事が定める額		
6,000円以上93,000円以下の範囲内で知事が定める額	6,000円以上93,000円以下の範囲内で知事が定める額	6,400円以上85,000円以下の範囲内で知事が定める額	6,400円以上85,000円以下の範囲内で知事が定める額		
」	」	」	」		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(長野県手数料徴収条例の一部改正)
- 2 長野県手数料徴収条例(平成12年長野県条例第2号)の一部を次のように改正する。
別表第1の19の項中「長野県環境保全研究所試験検査手数料条例」を「長野県環境及び保健衛生関係試験研究機関試験検査手数料徴収条例」に改める。

環境政策課

長野県自然公園施設条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和6年3月21日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第22号

長野県自然公園施設条例の一部を改正する条例

長野県自然公園施設条例(令和3年長野県条例第26号)の一部を次のように改正する。

第3条の表の長野県志賀高原自然保護センターの項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

自然保護課

長野県産業投資応援条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和6年3月21日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第23号

長野県産業投資応援条例の一部を改正する条例

長野県産業投資応援条例(平成17年長野県条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

産業立地・IT振興課

資金積立基金条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和6年3月21日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第24号

資金積立基金条例の一部を改正する条例

資金積立基金条例(昭和39年長野県条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表の長野県新型コロナウイルス感染症・価格高騰対策中小業者金融支援基金の項の次に次のように加える。

長野県奨学金返還支援実施法人等助成基金	法人等が行う奨学金返還支援に対し助成することにより、若手人材の確保及び定着の推進を図る。	法人等が行う奨学金返還支援の助成に要する費用の財源に充てる。
---------------------	--	--------------------------------

別表の「清水朝恵」特別支援学校学習環境整備基金の項の次に次のように加える。

長野県GIGAスクール構想加速化基金	公立学校における情報通信機器の整備を図る。	公立学校における情報通信機器の整備に要する費用の財源に充てる。
--------------------	-----------------------	---------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の長野県新型コロナウイルス感染症・価格高騰対策中小業者金融支援基金の項の次に次のように加える改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

労働雇用課
学びの改革支援課

信州登山案内人条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和6年3月21日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第25号

信州登山案内人条例の一部を改正する条例

信州登山案内人条例（平成24年長野県条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（資格）

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、信州登山案内人となる資格を有する。

(1) 信州登山案内人試験（以下「試験」という。）に合格した者

(2) 第5条の2の規定により試験を免除された者

2 前項第1号に該当する者に係る資格の有効期間は、試験に合格した日の属する年の翌年3月31日までとする。

第4条第3号中「第5号」を「第6号」に改める。

第5条の次に次の1条を加える。

（試験の免除）

第5条の2 第7条第3項の更新の登録を受けなかった者で、同条第2項の有効期間の満了の日から起算して1年を経過しないもののうち、同条第4項に規定する研修を受けたものについては、試験を免除する。

第8条中「及び第18条」を削る。

第14条第1項中第5号を第6号とし、第1号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の前に次の1号を加える。

(1) 登録がその効力を失ったとき

第14条第3項中「第1項第1号から第4号」を「第1項第2号から第5号」に改める。

第18条第1項中「4,800円」を「6,500円」に改め、同条第2項中「申請者」を「第7条第1項の規定により登録を受けようとする者」に、「1,500円」を「1,500円（第3条第1項第2号に該当する者にあつては、2,400円）」に改め、同条第3項中「登録証」を「第13条の規定により登録証」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第7条第3項の規定により更新の登録を受けようとする者は、更新登録手数料2,400円を納めなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の信州登山案内人条例第5条の2の規定は、この条例の施行の日以後に信州登山案内人条例第7条第2項に規定する登録の有効期間が満了した者について適用し、その他の者については、なお従前の例による。

山岳高原観光課

長野県家畜保健衛生所手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和6年3月21日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第26号

長野県家畜保健衛生所手数料徴収条例の一部を改正する条例

長野県家畜保健衛生所手数料徴収条例（昭和27年長野県条例第97号）の一部を次のように改正する。

別表の2 検査の項中 「 880 」 を 「 970 」 に改める。

別表の6 施術の項中	ウ 黄体除去	〃	790	を
	(2) 受精卵移植（牛に係るものに限る。）			
	ア 過排卵処理	〃	21,000	
	イ 受精卵の採取	〃	32,000	
	ウ 受精卵の凍結処理	〃	5,200	
	エ 受精卵の移植	〃	5,700	

ウ 黄体除去	〃	790	に、「(3)」を「(2)」に、「(4)」を「(3)」に改める。
--------	---	-----	---------------------------------

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

園芸畜産課家畜防疫対策室

長野県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和6年3月21日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第27号

長野県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

長野県道路占用料徴収条例（昭和43年長野県条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表中「給油所」の次に「その他の自動車に燃料又は動力源としての電気を供給するための施設」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

道路管理課

長野県建築基準条例及び長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和6年3月21日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第28号

長野県建築基準条例及び長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例

（長野県建築基準条例の一部改正）

第1条 長野県建築基準条例（昭和46年長野県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「の各号」を削り、同項第2号中「1時間準耐火構造の建築物」の次に「(特定主要構造部が耐火構造である建築物を含む。）」を加える。

第30条第4項中「建築物」の次に「(特定主要構造部が耐火構造である建築物を含む。）」を加える。

第40条第1項中「第128条の6第2項」を「第128条の7第2項」に改める。

（長野県手数料徴収条例の一部改正）

第2条 長野県手数料徴収条例（平成12年長野県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の68の項中

(63) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の16第2号の規定による建築物の移転に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	〃	28,000円	を
---	---	---------	---

(63) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の12第6項の規定による建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	〃	28,000円	に
(64) 建築基準法施行令第137条の12第7項の規定による建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	〃	28,000円	

(65) 建築基準法施行令第137条の16第2号の規定による建築物の移転に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	〃	28,000円
---	---	---------

改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

建築住宅課

長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。
令和6年3月21日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第29号

長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例

長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例（昭和41年長野県条例第59号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

豊丘ダム発電所	須坂市	150
---------	-----	-----

を

豊丘ダム発電所	須坂市	150
森泉湯川発電所	北佐久郡御代田町	151
金峰山川発電所	南佐久郡川上村	145

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

経営推進課

長野県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布します。
令和6年3月21日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第30号

長野県議会委員会条例の一部を改正する条例

長野県議会委員会条例（昭和35年長野県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号のうち「観光部」を「観光スポーツ部」に改める。

第3条第3項中「第7条（（常任委員の任期中における委員の変更及びその任期）第2項）」を「第7条（（常任委員の任期中における委員の変更及びその任期）第3項）」に改める。

第23条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第27条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第27条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第29条に次の1項を加える。

4 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による会議録の作成は、議長が定めるところにより、当該会議録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもって代えることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の長野県議会委員会条例の規定に基づいて設置されている産業観光企業委員会の委員長、副委員長及び委員は、この条例による改正後の長野県議会委員会条例の規定に基づいて設置された産業観光企業委員会の委員長、副委員長及び委員に選任されたものとみなす。

議 事 課

長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和6年3月21日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第31号

長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

長野県学校職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第32条の2中「の各号」を削り、同条第1号中「貸付料」の次に「及び当該職員宿舎を使用するために必要な経費」を加え、同条に次の2号を加える。

(3) 法第52条第1項に規定する職員団体の組合費

(4) 前3号に掲げるもののほか、学校職員の職務の円滑な遂行又は学校職員の福祉の向上に資するものとして任命権者が人事委員会と協議して定めたもの

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

教育政策課
義務教育課
高校教育課
特別教育支援課

長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和6年3月21日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第32号

長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

長野県警察職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第30条の2中「の各号」を削り、同条第1号中「貸付料」の次に「及び当該職員宿舎を使用するために必要な経費」を加え、同条に次の1号を加える。

(3) 前2号に掲げるもののほか、警察職員の職務の円滑な遂行又は警察職員の福祉の向上に資するものとして任命権者が人事委員会と協議して定めたもの

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

警 務 課

長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和6年3月21日

長野県知事 阿 部 守 一

長野県条例第33号

長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例

長野県警察関係許可等手数料徴収条例（昭和29年長野県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第8条第6号中「12,700円」を「14,000円」に改める。

第11条第2号を削り、同条第3号中「認定証の」を「認定の」に、「認定証更新手数料」を「認定更新手数料」に改め、同号を同条第2号とし、同条中第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号から第18号までを2号ずつ繰り上げる。

第12条中「。以下この条において「法」という。）の規定に基づき、次の各号に掲げる認定等」を「）第4条の規定による自動車運転代行業の認定」に、「当該各号に定める手数料」を「認定手数料1万2,000円」に改め、同条各号を削る。

第13条を削り、第14条を第13条とし、第15条を第14条とする。

別表第6を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

生活安全企画課
交通企画課